【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 平成19年度中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 三菱自動車工業株式会社

【英訳名】 MITSUBISHI MOTORS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 益子 修

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目33番8号

【電話番号】 (03)3456-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 連結経理部長 田中 朋典

(「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については

総務部上級エキスパート 龍 芳泰)

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目33番8号

【電話番号】 (03) 3456-1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 連結経理部長 田中 朋典

(「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については

総務部上級エキスパート 龍 芳泰)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		平成17年度 中間会計期間	平成18年度 中間会計期間	平成19年度 中間会計期間	平成17年度	平成18年度
会計期間		自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高	百万円	991, 257	1, 005, 372	1, 313, 408	2, 120, 068	2, 202, 869
経常損益	百万円	△33, 625	△13, 208	6, 632	△17, 780	18, 542
中間(当期)純損益	百万円	△63, 771	△16, 101	△5, 625	△92, 166	8, 745
純資産額	百万円	259, 007	263, 551	312, 610	268, 678	308, 304
総資産額	百万円	1, 514, 061	1, 635, 053	1, 713, 025	1, 557, 570	1, 778, 693
1株当たり純資産額	円	△58. 82	△34. 58	△26. 00	△31. 67	△26. 73
1株当たり中間 (当期) 純損益金額	円	△14. 87	△2. 93	△1. 02	△19. 75	1. 59
潜在株式調整後1株 当たり中間 (当期) 純利益金額	田	1	1	1	1	0.96
自己資本比率	%	17. 11	15. 46	17. 50	17. 25	16. 63
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	25, 923	88, 418	128, 854	54, 430	162, 345
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△46, 673	△37, 018	△19, 239	△84, 811	△46, 017
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△43, 927	△42, 141	△106, 003	△18, 955	△11, 287
現金及び現金同等物 の中間期末 (期末) 残高	百万円	230, 775	259, 743	371, 544	248, 069	364, 268
従業員数	人	35, 655	34, 275	33, 840	34, 911	33, 739
(外、臨時従業員数)	(人)	(5, 298)	(5, 963)	(6, 472)	(5, 173)	(6, 951)

- (注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。
 - 2. 平成17年度中間会計期間、平成18年度中間会計期間、平成19年度中間会計期間及び平成17年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載していない。
 - 3. 純資産の算定にあたり、平成18年度中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計 基準適用指針第8号)を適用している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		平成17年度 中間会計期間	平成18年度 中間会計期間	平成19年度 中間会計期間	平成17年度	平成18年度
会計期間		自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高	百万円	578, 747	584, 521	878, 541	1, 259, 981	1, 457, 016
経常損益	百万円	△21,010	△21, 674	△1,621	△23, 644	△20, 725
中間(当期)純損益	百万円	△64, 185	△25, 891	7, 518	△128, 152	△24, 541
資本金	百万円	642, 300	657, 342	657, 343	657, 336	657, 342
発行済株式総数	千株	4, 385, 749	5, 491, 516	5, 491, 524	5, 491, 452	5, 491, 516
純資産額	百万円	262, 749	203, 105	223, 286	231, 752	208, 533
総資産額	百万円	1, 039, 322	1, 062, 188	1, 151, 805	1, 044, 783	1, 166, 216
1株当たり純資産額	円	△57. 97	△43. 61	△39. 94	△38. 39	△42. 62
1 株当たり中間 (当期) 純損益金額	円	△14. 97	△4.71	1. 37	△27. 47	△4. 47
潜在株式調整後1株 当たり中間 (当期) 純利益金額	円	_	_	0.83	_	_
1株当たり配当額	円	_	-	_	-	_
自己資本比率	%	25. 28	19. 12	19. 39	22. 18	17. 88
従業員数	人	12, 126	12, 487	12, 866	12, 109	12, 417
(外、臨時従業員数)	(人)	(2, 792)	(3, 441)	(3, 661)	(2, 840)	(3, 872)

- (注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。
 - 2. 平成17年度中間会計期間、平成17年度、平成18年度中間会計期間、平成18年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載していない。
 - 3. 純資産の算定にあたり、平成18年度中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計 基準適用指針第8号)を適用している。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。主要な関係会社について、「3 関係会社の状況」に記載のとおり異動があった。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の連結子会社が合併、消滅し、商号変更を行った。

存続会社	消滅会社
北海道三菱自動車販売株式会社	札幌三菱自動車販売株式会社 岩見沢三菱自動車販売株式会社 空知三菱自動車販売株式会社 旭川三菱自動車販売株式会社
東日本三菱自動車販売株式会社 福島三菱自動車販売株式会社から商号変更	岩手三菱自動車販売株式会社 群馬中央三菱自動車販売株式会社 栃木三菱自動車販売株式会社
関東三菱自動車販売株式会社 東京三菱自動車販売株式会社から商号変更	南茨城三菱自動車販売株式会社 埼玉三菱自動車販売株式会社 神奈川三菱自動車販売株式会社 川崎三菱自動車販売株式会社 山梨三菱自動車販売株式会社 松本三菱自動車販売株式会社
中部三菱自動車販売株式会社 愛知中央三菱自動車販売株式会社から商号変更	名古屋三菱自動車販売株式会社 岐阜三菱自動車販売株式会社 石川三菱自動車販売株式会社
西日本三菱自動車販売株式会社 近畿三菱自動車販売株式会社から商号変更	岡山三菱自動車販売株式会社 広島中央三菱自動車販売株式会社 山陰三菱自動車販売株式会社 新山口三菱自動車販売株式会社 愛媛三菱自動車販売株式会社 宮崎中央三菱自動車販売株式会社 長崎三菱自動車販売株式会社 鹿児島中央三菱自動車販売株式会社
三菱自動車部品販売株式会社 北関東三菱自動車部品販売株式会社から商号変更	北海道三菱自動車部品販売株式会社 東北三菱自動車部品販売株式会社 関東三菱自動車部品販売株式会社 信越三菱自動車部品販売株式会社 北陸三菱自動車部品販売株式会社 中国三菱自動車部品販売株式会社
三菱自動車ロジテクノ株式会社 三菱自動車ロジスティクス株式会社から商号変更	三菱自動車テクノサービス株式会社

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)
自動車事業	33, 755 (6, 467)
金融事業	85 (5)
合計	33, 840 (6, 472)

- (注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)
 - 2. 臨時従業員(パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は() 内に当中間連結会計期間の期末人員を外数で表示している。

(2) 提出会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	従業員数	
事務技術系(人)	技能系(人)	計 (人)
6, 129 (586)	6, 737 (3, 075)	12, 866 (3, 661)

- (注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)
 - 2. 技能系とは直接生産作業又はその補助業務を行う者のほか、それらの指導・監督にあたる者をいい、事務技術系とは技能系以外の者をいう。
 - 3. 臨時従業員(パートタイマー、期間社員、派遣社員等)は() 内に当中間会計期間の期末人員を外数で表示している。

(3) 労働組合の状況

当社及び国内連結子会社(一部を除く。)の労働組合は、三菱自動車労働組合連合会を通じて全日本自動車産業 労働組合総連合会に所属している。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の我が国経済は、設備投資の一時的な落ち込みや、個人消費の停滞、改正建築基準法施行による新設住宅着工の遅れにより、長らく緩やかな拡大を続けてきた景気は踊り場にあった。海外においては、米国経済は住宅市場の調整を背景に減速したものの、ユーロ圏や中国を始めとした新興経済諸国は総じて堅調さを維持していた。しかしながら、今夏、米国におけるサブプライムローン問題は欧米金融市場における流動性不安へと波及し、世界経済の先行きに不透明感が高まっている。このような市場環境の中で、当社グループは、海外販売台数の増加に加え、円安による為替影響等により、売上高及び営業利益、経常利益、中間純利益の全利益項目において平成19年4月26日公表の当初予想を上回ることが出来た。

当中間連結会計期間の連結売上高は、海外販売台数の増加、PSAプジョー・シトロエン社向けOEM供給の開始、円安による為替影響等により、1兆3,134億円(前年同期比3,080億円、30.6 %増)となった。

営業利益は、188億円となり、黒字に転換した。前年同期比較では減益要因として北米での新型車投入に伴う広告宣伝費上積み等による販売費の増加が70億円あったが、一方増益要因として販売台数・車種ミックスの変動による増加(195億円)、為替好転(153億円)があり、結果、243億円改善した。

経常利益は、主として為替差損で営業外損益が前年同期比45億円減少したが、66億円(前年同期比198億円改善)となり、黒字に転換した。

中間純損失は、PCB廃棄物処理費用の計上や海外連結子会社で法人税等が増加したことで、56億円(前年同期比105億円改善)となった。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。

① 自動車事業

当中間連結会計期間における自動車事業に係る売上高は、1兆2,974億円(前年同期比32.3%増加)となり、営業利益は103億円(同258億円改善)となり、黒字化した。

② 金融事業

当中間連結会計期間における金融事業に係る売上高は、159億円(前年同期比34.9%減少)となり、営業利益は84億円(同15億円減少)となった。

所在地別セグメントの業績は次のとおりである。

① 日本

国内では、販売台数増加等により、売上高は9,366億円(前年同期比47.8%増加)となり、営業利益は102億円(同303億円改善)となった。

② 北米

北米では、販売台数増加及び為替好転等により、売上高は2,206億円(前年同期比6.9%増加)となったが、 新車種立上りに伴う広告宣伝費の増加等により、営業利益は19億円(同39.6%減少)となった。

③ 欧州

欧州では、販売車種ミックス及び為替好転等により、売上高は3,187億円(前年同期比4.1%増加)となり、営業利益は41億円(同21.3%増加)となった。

④ アジア・その他の地域

アジア・その他の地域では、販売台数増加及び為替好転等により、売上高は2,884億円(前年同期比44.3%増加)となり、営業利益は85億円(同53.1%増加)となった。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ73億円増加し、当中間連結会計期間末における資金の残高は3,715億円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、たな卸資産の減少等による収入増等により、1,289億円の収入(前年同期比404億円の収入の増加)となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、匿名組合清算による収入はあったものの有形固定資産の取得による支出が有形固定資産の売却による収入を上回ったこと等により、192億円の支出(前年同期比178億円の支出の減少)となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済等により、1,060億円の支出(前年同期比639億円の支出の増加)となった。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績は次のとおりである。

	台数(台)	前中間連結会計期間比(%)
国内	391, 888	115. 2
海外	164, 288	98.8
合計	556, 176	109.8

(2) 受注状況

当社は、大口需要等特別の場合を除き、見込生産を行っている。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結	i会計期間	前中間連結会計期間比(%)		
争未の性規則とググクトの右外	数量(台)	金額 (百万円)	数量	金額	
自動車事業	690, 581	1, 297, 405	115. 2	132. 3	
金融事業	_	15, 890	_	65. 1	
消去又は全社	_	112	_	_	
合計	690, 581	1, 313, 408	115. 2	130. 6	

- (注) 1. 上記金額は、消費税等を含んでいない。
 - 2. セグメント間の取引については消去又は全社に表示している。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が対処すべき課題について、重要な変更はない。

4 【経営上の重要な契約等】

- (1) 当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約はない。
- (2) 当中間連結会計期間において、変更及び終了した重要な契約は次のとおりである。
 - ① 当社、ダイムラークライスラー・アーゲー間にて締結した平成18年10月30日付、インドネシア事業再編に関する契約は、平成19年6月27日に、期間等、その内容を変更した。
 - ② 当社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、ピーティー・クラマ・ユダ及びMCオートモービルホールディング・ビーヴィー間にて締結した平成18年10月30日付ピーティー・クラマ・ユダ・ティガ・ベルリアン・モーターズ株式のMCオートモービルホールディング・ビーヴィー及びピーティー・クラマ・ユダから当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社への譲渡に関する契約は、平成19年6月27日に、期間等、その内容を変更した。
 - ③ 当社、ダイムラークライスラー・アーゲー及び三菱ふそうトラック・バス株式会社間にて締結した平成18年10 月30日付ピーティー・ミツビシ・クラマ・ユダ・モーターズ・アンド・マニュファクチャリング株式の当社から の三菱ふそうトラック・バス株式会社への譲渡に関する契約は、平成19年6月27日に、期間等、その内容を変更 した。
 - ④ 当社、マツダ株式会社間にて締結した平成11年6月18日付国内向け商用車OEM供給受け契約は、平成19年7月31日及び平成19年8月7日に、期間等、その内容を変更した。
 - ⑤ 当社、日産自動車株式会社にて締結した平成15年8月29日付日産自動車株式会社への軽商用車OEM供給に関する契約は、平成19年7月18日に、期間等、その内容を変更した。

5【研究開発活動】

「走る歓び」と「確かな安心」そして「環境への貢献」を、当社グループが実現すべき企業理念として、以下のように積極的に研究開発を行なっている。

・「走る歓び」 : 四輪統合制御技術 (All Wheel Control) を核とした、高度な走行制御技術の開発

「確かな安心」 : 乗員と歩行者を保護する安全車体構造の開発や、車室内環境快適化技術の開発

・「環境への貢献」:燃費の向上・排出ガスの低減、ゼロエミッションの次世代電気自動車の開発および、リサイ

クル容易で有害物質を含まない車づくりへの取り組み

また、3次元CAD・衝突シミュレーション等コンピュータを活用した開発・生産システムの改革を進め、研究開発のスピードアップと製品の品質向上を推進している。

研究開発スタッフは当社グループ全体で約4,000名で、総従業員の約12%に当たる。また、各主要大学、内外の研究所等との共同または委託研究を行って密接な連携・協力関係を保ち、先進技術の研究開発を効果的に進めている。当中間連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は14,639百万円である。

具体的取り組みとしては、「走る歓び」の実現のため、四輪統合制御技術の最高峰技術であるS-AWC (Super All Wheel Contorol) や、素早く滑らかな自動シフトと低燃費を両立させたTwin Clutch SST (Sport Shift Transmission) などの高性能・低燃費技術を開発、10月に発売予定の新型車に採用の予定である。またアルミルーフ・超高張力鋼板の採用などで車両の軽量化・低重心化を推進している。

「確かな安心」を実現するため、乗員保護を一段と高める車体構造やニーエアバッグ、むち打ち低減シート等の開発の他、衝突時に歩行者を保護する技術開発にも取り組んでいる。また、予防安全としては、止まる、曲がるという車本来の基本性能の向上と、エレクトロニクス技術を用いてカーブでの横滑り事故を防止するASC

(Active Stability Contorol) システムや、車両周辺の死角を補うマルチアラウンドモニターなどの運転支援技術の採用拡大に取り組んでいる。そのほか、軽乗用車にも採用した電動スライドドアの採用拡大、車室内環境快適化技術(消臭天井、アレルゲン除去フィルタなど)を充実させ、快適なドライブをサポートしお客様に安心を提供する技術を開発している。

「環境への貢献」の実現のため、当社の「環境行動計画2010」に基き、国内2010年燃費基準への対応や、平成17年 基準排出ガス75%低減(☆☆☆☆)車への切り替えを進めている。また、米国CAFE(企業平均燃費:

Corporate Average Fuel Economy)規制強化,加州 Z E V(Zero Emission Vehicle)規制、欧州C02排出量自主目標への対応も推進するとともに、クリーンディーゼルエンジンの開発や、世界的なエネルギー多様化対応の一環としてバイオエタノール燃料の使用が可能なF F V (Flexible Fuel Vehicle)の研究開発も推進している。さらに、究極の環境対応技術として、小型・高性能モータと、大容量の「リチウムイオン電池」をコア技術とした次世代型電気自動車の技術開発を推進し、電力会社との共同研究を開始するなど、「環境の世紀」にふさわしいクルマづくりを目指している。リサイクル・省資源については、環境負荷低減と資源の有効活用の観点から、当社独自の「リサイクル設計ガイドライン」に基いた3R設計(Reduce, Reuse, Recycle)を積極的に取り入れ、環境にやさしくかつ、リサイクルが容易な車作りを推進している。

商品品質に関しては、開発の各段階で品質造り込み状況の確認を行うクオリティーゲートシステムを適用した「M MDS (Mitsubishi Motors Development System)」により、品質を第一優先とした開発に取り組んでいる。

平成19年4月から平成19年9月にかけて発売した主な新商品は次のとおりである。

- 1. 環境・安全・快適性能を高い次元でバランスさせたスポーティーセダン「ギャラン フォルティス」を、新型 セダンとしては7年ぶりに国内へ投入。主な特徴は次のとおりである。
 - ①新開発2.0L DOHC MIVECアルミエンジンとINVECS-III6速スポーツモードCVTを採用し、走りと低燃費を両立させるとともに、平成17年基準排出ガス75%低減レベル($\Diamond \Diamond \Diamond \Diamond \Diamond \Diamond$)を達成。
 - ②4WD車には当社独自のAWDを採用し4輪を最適にコントロール。
 - ③エアバッグ装備の充実、衝突安全強化ボディー・歩行者保護対応ボディーなどを採用し安全性を 向上させるとともに、健康で快適な室内環境確保のための各種装備を充実。
- 2. 「デリカD:5」に二輪駆動(2WD)シリーズと、これをベースに、エアロパーツなどを採用した「ROA DEST」を追加設定。
- 3. 「ミニカ」バンに運転席SRSエアバッグなどの安全・機能装備を追加した新グレード「NATTY」を追加設定。
- 4. 「e Kスポーツ」に電動スライドドアを搭載した新グレードを追加設定

- 5. 「デリカトラック/バン/カーゴ」の1.8 L ガソリン車(デリカカーゴは2.0 L)を新長期排出ガス規制に適合させるとともに、2.0 L ディーゼルターボ車は電子制御コモンレール式燃料噴射装置などの採用で、新長期排出ガス規制のほか自動車 N O x ・ P M 法、首都圏ディーゼル車規制条例に適合させた。
- 6. ブラジル市場向けに、現地生産「パジェロTR4」をベースとした、ガソリン、エタノールおよびそれらの 混合燃料でも走行可能な、FFV(Flexible Fuel Vehicle)を発売。
- 7. 上記のほかに、安全・機能装備の充実や、内外装の差別化を図った特別仕様車を一部機種に設定し発売した。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
- ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	9, 958, 285, 000
A種優先株式	438, 000
B種優先株式	374, 000
C種優先株式	500, 000
D種優先株式	500, 000
E種優先株式	500, 000
F種優先株式	500, 000
G種優先株式	500, 000
計	9, 961, 597, 000

⁽注) 「発行可能株式総数」欄には、平成19年9月30日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月21日) (注) 1	(平成19年12月21日) 又は登録認可金融商品	
普通株式	5, 491, 524, 544	5, 537, 889, 840	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪証券取引所 各市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
第1回A種 優先株式	73, 000	73,000	_	(注) 2, 9
第2回A種 優先株式	30, 000	25,000	_	(注) 3, 9
第3回A種 優先株式	1,000	1,000	_	(注) 4, 9
第1回G種 優先株式	130, 000	130, 000	_	(注) 5, 9
第2回G種 優先株式	168, 393	168, 393	_	(注) 6, 9
第3回G種 優先株式	10, 200	10, 200	_	(注) 7, 9
第4回G種 優先株式	30, 000	30, 000	_	(注) 8, 9
計	5, 491, 967, 137	5, 538, 327, 433	_	_

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への 転換による増減及び新株予約権の行使による増加は含まれていない。
 - 2. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。
 - (1)優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載 又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録 株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につ き各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。 平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること(以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。)を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授権株式数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、(II)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

| 新規発行 | 1株当たりの | 普通株式数 | 1株当たりの | 当直株式数 | 1株当たりの時価 | 1株当たりの

(既発行普通株式数-自己株式数)+ 新規発行普通株式数

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

第1回A種優先株主が転換請求のために提出した

転換により交付すべき普通株式数 = _

第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額

転換価額

(7)強制転換条項

上記 (6) ①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。) 以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

3. 第2回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1)優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載 又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録 株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につ き各事業年度において以下に定める第2回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回A種優先配当金の額は無配とする。 平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、第2回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2)優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回A種優先配当金の支払いは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は、同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第2回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第2回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(但し、下限を30円とする。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

(既発行普通株式数
一自己株式数)+新規発行 × 払込金額
普通株式数 × 払込金額
1 株当たりの時価

調整後転換価額 = 調整前転換価額 ×

(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

第2回A種優先株主が転換請求のために提出した

転換により交付すべき普通株式数 = 第2回A種優先株式の払込金額相当額の総額

転換価額

(7)強制転換条項

上記 (6) ①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第2回A種優先株式転換基準日」という。) 以降の日で取締役会で定める日をもって、第2回A種優先株式1株の払込金額相当額を第2回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

4. 第3回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1)優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載 又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録 株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につ き各事業年度において以下に定める第3回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、第3回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき、第3回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回A種優先配当金の支払いは、当該第3回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第3回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、96円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)ま での各転換請求可能日において、第3回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場 合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格 のない日を除く。) の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買 高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の 50%に相当する額(但し、下限30円とする。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合 には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する 額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日以降、時価を下回 る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

(既発行普通株式数

新規発行 + 普通株式数 1株当たりの 払込金額

- 自己株式数)

1株当たりの時価

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × -

(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価 額を調整する。

併合前発行済普通株式数 調整後転換価額 = 調整前転換価額 × -併合後発行済普通株式数

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

第3回A種優先株主が転換請求のために提出した

転換により発行すべき普通株式数

第3回A種優先株式の払込金額相当額の総額

転換価額

(7) 強制転換条項

上記(6)①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回A種優先株式は、同期間の末日の 翌日(以下「第3回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第3 回A種優先株式1株の払込金額相当額を第3回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取 引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の 平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

5. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1)優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載 又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録 株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につ き各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2)優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授権株式数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、(II)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額もって 普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

> (既発行普通株式数 -自己株式数)
> +
> 新規発行 × 指込金額 普通株式数 × 払込金額 1株当たりの時価

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × -

(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

第1回G種優先株主が転換請求のために提出した

転換により交付すべき普通株式数 = 第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額

転換価額

6. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1)優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載 又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録 株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につ き各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない

③ 非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授権株式数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、(II)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

調整後転換価額 = 調整前転換価額(既発行普通株式数 - 自己株式数)新規発行 \times 描述な数 \times 払込金額 \times 払込金額 \times 1株当たりの時価調整後転換価額 = 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 \times 1株当たりの時価

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

第2回G種優先株主が転換請求のために提出した

転換により交付すべき普通株式数 = 第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額

転換価額

7. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1)優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載 又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録 株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につ き各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない

③ 非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授権株式数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第3回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、(II)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一 部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立 つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通 株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均 値が当初転換価額の50%に相当する額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後 転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上 限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもっ て普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

> 新規発行 1株当たりの 普通株式数 (既発行普通株式数 + 払込金額 - 自己株式数) 1株当たりの時価

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × -

(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価 額を調整する。

併合前発行済普通株式数 調整後転換価額 = 調整前転換価額 × -併合後発行済普通株式数

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

第3回G種優先株主が転換請求のために提出した

第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額 転換により交付すべき普通株式数

転換価額

8. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1)優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載 又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録 株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につ き各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2)優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授権株式数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、(II)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

② 転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の30%に相当する額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

(既発行普通株式数 一自己株式数) 新規発行 普通株式数 ×

1株当たりの

式数 払込金額

1株当たりの時価

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × -

(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

第4回G種優先株主が転換請求のために提出した

転換により交付すべき普通株式数 =

第4回G種優先株式の発行価格の総額

転換価額

9. 優先順位

(1)優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位(それらの間では同順位)とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位(それらの間では同順位)とする。

(2)優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金、F種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第1順位(それらの間では同順位)とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位(それらの間では同順位)とする。

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位(それらの間では同順位)とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位(それらの間では同順位)とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権、新株予約権付社債及びその他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりである。

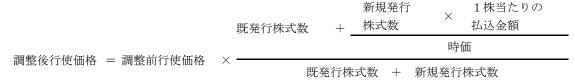
平成14年度6月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1, 052	975
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1, 052, 000	975, 000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	173	同 左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日~ 平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 173 資本組入額 87	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_	_

(注) 1. 「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額」の変更は、優先株の普通株への転換による調整のためである。

優先株の普通株への転換が発生した場合、行使価格の調整は発生の都度ではなく発生月翌月に1回のみ行うこととし、発生月の月末日時点の行使価格を当該月の翌月15日より適用する。

発生月の月末日以降翌月15日までの間に、他の事由による普通株式新規発行が生じた場合は、かかる事由による 行使価格の調整をおこなう。



上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。なお、発行日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、行使価格は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを 得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価格を調 整する。

- 2. (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (2) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
 - (3) 新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員 又は社員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員を任期満了により 退任した場合、当社社員を定年退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、 新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができる。ただ し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
 - (4) 上記のほか、新株予約権割当契約で新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

当該事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成19年4月1 日至平成19年9月30 日普通株式(注)1	8, 000	5, 491, 524, 544	696	657, 343, 227	688	433, 190, 363

- (注) 1. 平成19年4月1日から平成19年9月30日までの間に新株予約権の行使により資本金が696千円増加し、資本金残高は657,343,227千円に、資本準備金は688千円増加し、資本準備金残高は433,190,363千円となった。
 - 2. 平成19年10月1日から平成19年12月21日までの間に第2回A種優先株式の普通株式への転換及び新株予約権の行使により、普通株式の発行済総数は、46,365,296株増加し、5,537,889,840株となった。
 - 3. 平成19年10月1日から平成19年12月21日までの間に新株予約権の行使により、資本金は6,699千円増加し、資本金残高は657,349,926千円に、資本準備金は、6,622千円増加し、資本準備金残高は、433,196,985千円となった。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	839, 942	15. 30
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 3番 1号	774, 768	14. 11
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	268, 763	4. 89
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	44, 541	0.81
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	33, 893	0. 62
エムエルピーエフエスカスト ディー (常任代理人:メリルリンチ 日本証券株式会社)	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK NY 10080-0801 USA (東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング)	32, 830	0. 60
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人:日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	32, 106	0. 58
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	25, 146	0. 46
三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	24, 786	0. 45
三菱自動車取引先持株会	東京都港区芝五丁目33番8号	20, 977	0.38
計	_	2, 097, 754	38. 20

② 第1回A種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	33	45. 21
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	18	24. 66
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	12	16. 44
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10	13. 70
計	-	73	100.00

③ 第2回A種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	10	33. 33
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	7	23. 33
チャイナモーターインベスト メントカンパニーリミテッド (常任代理人: 株式会社三菱東京UFJ銀行)	11th Fl., No. 2, Sec. 2, Tung Hwa South Rd., Da-an Dist., Taipei City 106 Taiwan, R.O.C (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事業部)	5	16. 67
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	2. 5	8. 33
日本郵船株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	2. 5	8. 33
三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1	3. 33
三菱化学株式会社	東京都港区芝四丁目14番1号	1	3. 33
三菱倉庫株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	1	3. 33
計	_	30	100.00

④ 第3回A種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)	
新日本石油株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番12号	1	100.00	
計	_	1	100.00	

⑤ 第1回G種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	90	69. 23
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	40	30. 77
計	_	130	100.00

⑥ 第2回G種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)	
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	137. 264	81. 51	
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 3番 1号	18. 654	11. 08	
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	12. 475	7. 41	
計	_	168. 393	100.00	

⑦ 第3回G種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10. 2	100.00
≅ †	_	10. 2	100.00

⑧ 第4回G種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	氏名又は名称 住所		発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)	
三菱商事株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号		30	100.00	
計	-	30	100.00	

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 73,000 第2回A種優先株式 30,000 第3回A種優先株式 1,000 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	_	(注) 1.
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式 (その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 78,000	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,491,065,000 (注) 2.	5, 491, 065	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 381,544 (注) 3.	_	同上
発行済株式総数	5, 491, 967, 137	_	_
総株主の議決権	_	5, 491, 065	_

- (注) 1. (1) 株式の総数等 ②発行済株式(注) 2. ~9. を参照。
 - 2. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式1,673,000株 (議決権の数1,673個)が含まれている。
 - 3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式478株が含まれている。

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号	78, 000	_	78, 000	0.00
計	_	78, 000	_	78, 000	0.00

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	平成19年5月	平成19年6月	平成19年7月	平成19年8月	平成19年9月
最高(円)	193	192	191	190	183	176
最低 (円)	181	181	180	179	155	156

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりである。

(1)役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
(代表取締役) 取締役社長	_	(代表取締役) 取締役社長	企業倫理担当役員	益子 修	平成19年10月1日
(代表取締役) 常務取締役	企業倫理担当役員 財務統括部門担当		財務統括部門担当	市川秀	平成19年10月1日

⁽注) 執行役員の異動はない。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。 なお、平成18年度中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、平成19年度中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。 なお、平成18年度中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、平成19年度中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成18年度中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表、及び平成18年度中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成19年度中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表、及び平成19年度中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けている。

1【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

			平成18年度 中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		中間連	平成19年度 連結会計期間末 19年9月30日)		要約退	成18年度の 連結貸借対照表 19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	至万円)	構成比 (%)	金額(百	至万円)	構成比 (%)	金額(ī	至万円)	構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
1 現金及び預金	※ 2		260, 392			371, 687			358, 058	
2 受取手形及び売 掛金	※ 2, 5, 7		149, 399			190, 759			195, 021	
3 販売金融債権	※ 2, 5		68, 642			23, 079			40, 480	
4 有価証券	※ 2		5, 966			4, 328			12, 225	
5 たな卸資産	※ 2		287, 335			302, 035			351, 991	
6 短期貸付金			2, 012			426			3, 277	
7 繰延税金資産			1, 413			300			846	
8 その他	※ 2, 7		157, 674			119, 538			124, 825	
貸倒引当金			△23, 229			△15, 915			△27, 092	
流動資産合計			909, 607	55. 6		996, 238	58. 2		1, 059, 633	59. 6
Ⅱ 固定資産										
1 有形固定資産	※ 1, 2									
(1) 建物及び構築 物		118, 180			113, 866			116, 758		
(2)機械装置及び 運搬具		193, 914			208, 569			211, 450		
(3) 土地		104, 714			102, 172			103, 529		
(4) 建設仮勘定		26, 087			9, 451			7, 603		
(5) その他		76, 898	519, 795	31.8	69, 145	503, 204	29. 4	78, 121	517, 464	29. 1
2 無形固定資産	※ 2, 6		25, 049	1.5		33, 792	1. 9		38, 530	2. 2
3 投資その他の資 産										
(1) 長期販売金融 債権	※ 2, 5	10, 157			12, 648			18, 872		
(2) 投資有価証券	※ 2, 3	76, 638			88, 448			71, 460		
(3) 長期貸付金	※ 2	12, 200			13, 087			13, 262		
(4) 長期債権売却 留保額	※ 2	45, 202			11,003			9, 358		
(5) 繰延税金資産		8, 260			10, 593			8, 468		
(6) その他	※ 2, 3	70, 611			60, 939			59, 545		
貸倒引当金		△42, 469	180, 601	11.1	△16 , 931	179, 789	10.5	△17, 903	163, 065	9. 1
固定資産合計			725, 446	44. 4		716, 786	41.8		719, 060	40. 4
資産合計			1, 635, 053	100.0		1, 713, 025	100.0		1, 778, 693	100.0
										1

区分 注記 番号 金額(百万円) 構成比 (%) 金額(百万円) 構成比 (%) (負債の部) I 流動負債 1 支払手形及び買掛 ※7 356,159 456,635 451,	036
I 流動負債 1 支払手形及び買掛 ※ 7 356 159 456 635 451	036
1 支払手形及び買掛 ※ 7 356 150 456 635 451	036
	036
1 1/2	
2 短期借入金 ※2 313,169 178,406 215,	308
3 1年以内に返済 予定の長期借入金 ※2 - 95,168 128,	
	700
5 未払金及び未払費 ※ 7 163,047 186,419 194,	941
	220
7 繰延税金負債 - 997 997	153
8 製品保証引当金 51,108 57,077 53,	
9 その他 98,893 76,989 51,	
流動負債合計 998,544 61.1 1,061,142 62.0 1,110,	62. 5
II 固定負債 49,780 51,490 53,	100
1 社債 49,780 51,490 53, 2 長期借入金 ※2 119,457 74,474 98,	
2 及列目八並	
4 退職給付引当金 103,603 103,030 105,	
5 從員退職尉労司当	005
6 その他 78,186 77,757 76,	561
固定負債合計 372,957 22.8 339,272 19.8 359,	20. 2
負債合計 1,371,502 83.9 1,400,414 81.8 1,470,	82. 7
(純資産の部)	
I 株主資本	
1 資本金 657,342 40.2 657,343 38.4 657,	
2 資本剰余金 432,654 26.5 432,654 25.3 432,	
3 利益剰余金	
	∆0. 0
株主資本合計 324,682 19.9 347,215 20.3 349, II 評価・換算差額等	19.6
II 評価・換算差額等	
価差額金 8,773 0.5 10,584 0.9 10,584 10.9 10.9 10,584 10.9 10.9 10,584 10.9 10.9 10.9 10.9 10.9 10.9 10.9 10.9	
	393 0. 1
評価・換算差額等合	
計 少数株主持分 10,840 0.6 12,801 0.7 12,	
Min	_
1,635,053 100.0 1,713,025 100.0 1,778,	

②【中間連結損益計算書】

		平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			中間 (自 平			平成18年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		e l
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(ī	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
I 売上高			1, 005, 372	100.0		1, 313, 408	100.0		2, 202, 869	100.0
Ⅱ 売上原価			823, 868	81. 9		1, 105, 428	84. 2		1, 788, 897	81. 2
割賦未実現利益調整 前売上総利益			181, 503	18. 1		207, 979	15.8		413, 971	18.8
Ⅲ 割賦未実現利益調整 高										
割賦未実現利益戻入		0	0		0	0		0	0	
売上総利益			181, 504	18. 1		207, 979	15.8		413, 972	18.8
IV 販売費及び一般管理 費										
1 販売促進宣伝費		54, 475			65, 299			116, 584		
2 運賃運搬費		12,040			21,732			27, 596		
3 貸倒引当金繰入額		293			_			471		
4 役員・従業員賃金 諸手当		38, 776			37, 998			77, 302		
5 退職給付引当金繰 入額		2, 745			2, 505			5, 346		
6 減価償却費		7, 838			7, 469			15, 767		
7 研究開発費	₩3	26, 670			14,639			41, 325		
8 その他		44, 182	187, 022	18.6	39, 503	189, 149	14. 4	89, 339	373, 735	17. 0
営業利益 又は営業損失(△)			△5, 517	△0.5		18, 830	1.4		40, 237	1.8
V 営業外収益										
1 受取利息		2, 676			3, 676			6, 098		
2 受取配当金		1, 982			1,004			1, 999		
3 持分法による投資 利益		1, 322			2, 392			2, 166		
4 外国為替差益		949			_			_		
5 その他		414	7, 344	0.7	1, 132	8, 206	0.6	1, 087	11, 351	0.5
VI 営業外費用										
1 支払利息		9, 876			11, 512			20,777		
2 外国為替差損		_			5, 102			1, 264		
3 訴訟費用		3, 107			2, 456			4, 856		
4 その他		2, 051	15, 034	1. 5	1, 332	20, 404	1. 5	6, 147	33, 046	1.5
経常利益 又は経常損失(△)			△13, 208	△1.3		6, 632	0.5		18, 542	0.8

	平成18年度 平成19年度 中間連結会計期間 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 (自 平成19年4月1日 至 平成18年9月30日) 至 平成19年9月30日)		中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日				要約退 (自 平	成18年度の 連結損益計算書 成18年4月1 成19年3月31	∃	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
VII 特別利益										
1 固定資産売却益	※ 1	175			123			1,000		
2 匿名組合清算益	₩4	7,014			4, 636			13, 885		
3 役員退職慰労引当 金等取崩益	※ 5	1,898			_			_		
4 貸倒引当金戻入益		_			2, 825			_		
5 その他		654	9, 743	1.0	294	7, 879	0.6	8, 515	23, 401	1.1
VⅢ 特別損失										
1 固定資産廃却損		938			998			2,637		
2 固定資産売却損	※ 2	145			575			366		
3 投資有価証券等評 価損		431			499			334		
4 PCB廃棄物処理費用	※ 6	_			1, 963			_		
5 退職給付引当金繰 入額	※ 7	_			1, 920			_		
6 年金基金脱退費用		_			1, 223			_		
7 減損損失	₩8	2, 416			1, 175			7, 465		
8 早期退職金		1, 988			344			3,073		
9 その他		350	6, 270	0.6	1, 084	9, 786	0. 7	4, 961	18, 839	0.9
税金等調整前中間 (当期)純利益 又は純損失(△)			△9, 735	△0.9		4, 725	0. 4		23, 104	1. 0
法人税、住民税及び 事業税		4, 241			7, 348			7, 236		
法人税等調整額		1,604	5, 846	0.6	1, 654	9, 002	0.7	5, 066	12, 303	0.5
少数株主利益			518	0.1		1, 349	0.1		2, 055	0.1
中間(当期)純利益 又は純損失(△)			△16, 101	△1.6		△5, 625	△0.4		8, 745	0.4

③【中間連結株主資本等変動計算書】

平成18年度中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	657, 336	432, 648	△749, 198	△12	340, 774		
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行	5	5			11		
中間純損失			△16, 101		△16, 101		
自己株式の取得				△0	△0		
新規連結に伴う減少			△1		△1		
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)							
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	5	5	△16, 102	△0	△16, 092		
平成18年9月30日 残高 (百万円)	657, 342	432, 654	△765, 300	△13	324, 682		

		評価・換	算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主 持分	純資産合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	9, 046	_	△81, 142	△72, 095	12, 580	281, 259
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						11
中間純損失						△16, 101
自己株式の取得						△0
新規連結に伴う減少						△1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△273	△1, 382	1, 779	124	△1, 739	△1,615
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△273	△1, 382	1, 779	124	△1,739	△17, 708
平成18年9月30日 残高 (百万円)	8, 773	△1, 382	△79, 362	△71, 971	10, 840	263, 551

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	657, 342	432, 654	△740, 454	△13	349, 528		
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行	0	0			1		
中間純損失			△5, 625		△5, 625		
自己株式の取得				$\triangle 0$	△0		
新規持分法適用に伴う増加			3, 311		3, 311		
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)							
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	0	0	△2, 314	△0	△2, 313		
平成19年9月30日 残高 (百万円)	657, 343	432, 654	△742, 768	△13	347, 215		

		評価・換				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主 持分	純資産合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10, 132	1, 393	△65, 272	△53, 746	12, 522	308, 304
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						1
中間純損失						△5, 625
自己株式の取得						△0
新規持分法適用に伴う増加						3, 311
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	6, 452	△144	32	6, 340	279	6, 619
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	6, 452	△144	32	6, 340	279	4, 306
平成19年9月30日 残高 (百万円)	16, 584	1, 249	△65, 239	△47, 406	12, 801	312, 610

平成18年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	657, 336	432, 648	△749, 198	△12	340, 774		
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	5	5			11		
当期純利益			8, 745		8, 745		
自己株式の取得				$\triangle 0$	$\triangle 0$		
新規連結に伴う減少			△1		△1		
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	5	5	8, 743	△0	8, 753		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	657, 342	432, 654	△740, 454	△13	349, 528		

		評価・換	算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主 持分	純資産合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	9, 046	_	△81, 142	△72, 095	12, 580	281, 259
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						11
当期純利益						8, 745
自己株式の取得						△0
新規連結に伴う減少						△1
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	1, 085	1, 393	15, 869	18, 349	△58	18, 291
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1, 085	1, 393	15, 869	18, 349	△58	27, 045
平成19年3月31日 残高 (百万円)	10, 132	1, 393	△65, 272	△53, 746	12, 522	308, 304

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度 中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益 (純損失:△)		△9, 735	4, 725	23, 104
減価償却費		33, 945	38, 299	75, 035
減損損失		2, 416	1, 175	7, 465
のれん償却額		169	79	294
貸倒引当金の増減額(減少:△)		△15, 441	△12, 151	△15, 201
退職給付引当金の増減額 (減少:△)		△211	1, 551	△650
受取利息及び受取配当金		$\triangle 4,658$	△4, 681	△8, 098
支払利息		9, 876	11,512	20,777
為替差損益(差益:△)		1, 370	△1,570	119
持分法による投資損益(利益:△)		△1, 322	$\triangle 2,392$	△2, 166
有形固定資産売却損益及び廃却損 (売却益:△)		907	1, 451	2, 003
投資有価証券及び子会社株式売却損 益 (売却益: △)		△156	107	△5, 036
投資有価証券等評価損		431	499	451
匿名組合清算益		△7, 014	△4, 636	△13, 885
売上債権の増減額(増加:△)		30, 879	8, 025	5, 618
たな卸資産の増減額(増加:△)		△22, 996	64, 882	△55 , 334
販売金融債権の増減額(増加:△)	₩4	12, 705	21, 160	58, 249
仕入債務の増減額(減少:△)		15, 184	△8, 505	69, 297
その他		1, 182	22, 808	1, 465
小計		47, 531	142, 341	163, 511
利息及び配当金の受取額		5, 148	5, 155	10, 135
利息の支払額		\triangle 10, 193	△11, 635	△20, 914
株式譲渡契約に基づく損失補償の支 払額		_	_	△5, 000
共同委託生産契約に基づく補償金の 受取額		50, 650	_	52, 042
早期退職金の支払額		_	_	△19, 476
外部年金基金移行に伴う支払額		_	_	△10, 070
法人税等の支払額		$\triangle 4,719$	△7, 007	△7, 881
営業活動によるキャッシュ・フロー		88, 418	128, 854	162, 345

			平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度 中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II	投資活動によるキャッシュ・フロー				
	定期預金の増減額(増加:△)		10, 491	1,846	12, 085
	有価証券の増減額(増加:△)		0	9	_
	有形固定資産の取得による支出	※ 2	△67, 881	△44, 709	△111, 594
	有形固定資産の売却による収入	※ 3	17, 147	16, 421	40, 274
	投資有価証券の取得による支出		△2, 780	△385	△3, 914
	投資有価証券の売却による収入		3, 416	307	9, 872
	関係会社出資金の取得による支出		△8, 750	_	△8, 750
	短期貸付金の増減額(増加:△)		$\triangle 1,272$	3, 089	△2, 646
	長期貸付けによる支出		$\triangle 46$	△338	△68
	長期貸付金の回収による収入		1, 117	777	1, 974
	匿名組合清算による収入		11, 229	4, 957	19, 451
	その他		308	$\triangle 1,215$	△2, 703
	投資活動によるキャッシュ・フロー		△37, 018	△19, 239	△46, 017
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー				
	短期借入金の増減額 (減少:△)		$\triangle 9,552$	△41,812	△13, 564
	長期借入れによる収入		1, 765	1, 591	68, 823
	長期借入金の返済による支出		△30, 463	△56, 073	△61, 530
	社債の償還による支出		△3, 829	△8, 700	△4, 934
	少数株主への配当金支払額		_	△90	△79
	その他		△61	△919	△3
	財務活動によるキャッシュ・フロー		△42, 141	△106, 003	△11, 287
IV	現金及び現金同等物に係る換算差額		2, 477	3, 664	11, 326
V	現金及び現金同等物の増減額 (減少:△)		11, 736	7, 275	116, 367
VI	現金及び現金同等物の期首残高		248, 069	364, 268	248, 069
VII	連結の範囲の変更に伴う現金及び現金 同等物の増減額(減少:△)		△61	-	△167
VIII	現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	※ 1	259, 743	371, 544	364, 268

当社グループは、平成15年度215,424 百万円、平成16年度474,785百万円及 び平成17年度92,166百万円の当期純 損失を計上し、また当中間連結会計 期間においても16,101百万円の中間 純損失を計上した。

当該状況により、継続企業の前提に 関する重要な疑義が存在している。 そこで当社グループは、当該状況を 解消するとともに経営基盤を強化す べく、「事業再生計画」(平成16年 度~平成18年度)を平成16年5月に 策定した。

また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月にⅠ聖域なきコストカット、Ⅱお客様の信頼回復、Ⅲ徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。

以来、計画にて定めた信頼回復及び 収益改善に向けた諸施策に鋭意取り 組んできたが、過去のリコール問題 への対応の不備は当社グループに対 する信頼回復の遅れを招き、その影 響から販売台数の低迷が顕著となっ た。これは、過去から潜在的に抱ま ていた生産能力の過剰という問題を も顕在化させることとなった。ま た、当社グループの業績回復の遅れ と財務健全性に対する懸念が高ま り、再生のために確保していた資金 を有利子負債等の返済に充当せざる を得ない状況となった。 平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社グループは、平成15年度215,424 百万円、平成16年度474,785百万円及 び平成17年度92,166百万円の当期純 損失を計上し、平成18年度において 8,745百万円の当期純利益を計上した が、当中間連結会計期間において は、5,625百万円の中間純損失の計上 となった。

当該状況により、継続企業の前提に 関する重要な疑義が存在している。 そこで当社グループは、当該状況を 解消するとともに経営基盤を強化す べく、「事業再生計画」(平成16年度 ~平成18年度)を平成16年5月に策定 し、また、平成16年6月に1聖域な きコストカット、Ⅱお客様の信頼回 復、Ⅲ徹底するコンプライアンスを 3本柱とする追加施策を決定した。 しかしながら、過去のリコール問題 への対応の不備は当社グループに対 する信頼回復の遅れを招き、その影 響から販売台数の低迷が顕著となっ た。これは、過去から潜在的に抱え ていた生産能力の過剰という問題を も顕在化させることとなった。ま た、当社グループの業績回復の遅れ と財務健全性に対する懸念が高ま り、再生のために確保していた資金 を有利子負債等の返済に充当せざる を得ない状況となった。

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社グループは、当連結会計年度に おいて8,745百万円の当期純利益を計 上したが、平成15年度215,424百万 円、平成16年度474,785百万円及び平 成17年度92,166百万円の当期純損失 を計上した。

当該状況により、継続企業の前提に 関する重要な疑義が存在している。 そこで当社グループは、当該状況を 解消するとともに経営基盤を強化す べく、「事業再生計画」(平成16年度 ~平成18年度)を平成16年5月に策定 し、また、平成16年6月に I 聖域な きコストカット、Ⅱお客様の信頼回 復、Ⅲ徹底するコンプライアンスを 3本柱とする追加施策を決定した。 しかしながら、過去のリコール問題 への対応の不備は当社グループに対 する信頼回復の遅れを招き、その影 響から販売台数の低迷が顕著となっ た。これは、過去から潜在的に抱え ていた生産能力の過剰という問題を も顕在化させることとなった。ま た、当社グループの業績回復の遅れ と財務健全性に対する懸念が高ま り、再生のために確保していた資金 を有利子負債等の返済に充当せざる を得ない状況となった。

この状況を打開し、当社グループが 再生を果たすためには、信頼回復に 向けた活動を継続する一方で、収益 改善を確実なものとするための追加 対策が不可欠となったことから、新 たな経営計画として「三菱自動車再 生計画」を平成17年1月に策定し た

この計画の主要項目及び当中間連結 会計期間の進捗状況は次の通りであ る。

1.企業風土改革への取り組み 信頼回復と企業風土改革は、当社 グループが再生を果たすにあたっ ての最優先事項であり、CSR推 進本部が中心となりコンプライア ンス施策を継続的に実施してい る。社外有識者で構成される企業 倫理委員会からも、社外の目で継 続的に指導・助言をいただいてい る。。

なお、「リコール問題の社外弁護 士調査」については、平成17年3 月に完了し、社内処分と再発防止 策をまとめて、国土交通省に最終 回答として提出した。当中間連結 会計期間も改善施策を継続的に実 施し、実施状況については3ヶ月 に一度国土交通省に報告してい る。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

この状況を打開し、当社グループが 再生を果たすためには、信頼回復に 向けた活動を継続する一方で、収益 改善を確実なものとするための追加 対策が不可欠となったことから、新 たな経営計画として「三菱自動車再 生計画」を平成17年1月に策定し た

この計画の主要項目及び当中間連結 会計期間の進捗状況は次の通りであ る。

1.企業風土改革への取り組み 信頼回復と企業風土改革は、当社 グループが再生を果たすにあたっ ての最優先事項であり、CSR推 進本部が中心となりコンプライア ンス施策を継続的に実施してい る。社外有識者で構成される企業 倫理委員会からも、社外の目で継 続的に指導・助言をいただいてい る。。

なお、平成17年3月に発表した過去のリコール問題に対する再発防止のための改善施策については、継続的に実施している。

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

この状況を打開し、当社グループが 再生を果たすためには、信頼回復に 向けた活動を継続する一方で、収益 改善を確実なものとするための追加 対策が不可欠となったことから、新 たな経営計画として「三菱自動車再 生計画」を平成17年1月に策定し た。

この計画の主要項目及び当連結会計 年度の進捗状況は次の通りである。

1.企業風土改革への取り組み

信頼回復と企業風土改革は、当社 グループが再生を果たすにあたっ ての最優先事項であり、CSR推 進本部が中心となりコンプライア ンス施策を継続的に実施してい る。社外有識者で構成される企業 倫理委員会からも、社外の目で継 続的に指導・助言をいただいてい る。

なお、平成17年3月に発表した過去のリコール問題に対する再発防止のための改善施策については、継続的に実施している。

- 2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題
 - ◆お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスま でお客様第一の実践 商品の徹底的な信頼性の向上
 - ◆事業戦略

下振れリスクを織り込んだ事業 計画

他自動車会社との事業提携の積 極的推進

過剰生産設備・販売体制の適正 規模化

- ◆資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確 保
- ◆経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の 構築
- ◆コンプライアンスの実践と浸透 [追加課題]
- ◆販売・売上計画を必達するため の日本・北米をはじめとした世 界各地域での更なる営業力の強 化
- ◆販売・製造・開発など全ての分 野における徹底したコスト削減 策の実施
- ◆グローバル生産体制の適正化
- ◆内部統制システムに基づくガバ ナンスの強化

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

- 2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題
 - ◆お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスま でお客様第一の実践 商品の徹底的な信頼性の向上
 - ◆事業戦略

下振れリスクを織り込んだ事業 計画

他自動車会社との事業提携の積 極的推進

過剰生産設備・販売体制の適正 規模化

- ◆資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確 保
- ◆経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の 構築
- ◆コンプライアンスの実践と浸透 「追加課題〕
- ◆販売・売上計画を必達するため の日本・北米をはじめとした世 界各地域での更なる営業力の強 化
- ◆販売・製造・開発など全ての分 野における徹底したコスト削減 策の実施
- ◆グローバル生産体制の適正化
- ◆内部統制システムに基づくガバ ナンスの強化
- ◆国内事業黒字化の早期達成
- ◆BRICsを中心とした新興市 場への販売拡大
- ◆環境対応技術の開発推進

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント及び追加課題
 - ◆お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスま でお客様第一の実践 商品の徹底的な信頼性の向上
 - ◆事業戦略

下振れリスクを織り込んだ事業 計画

他自動車会社との事業提携の積 極的推進

過剰生産設備・販売体制の適正 規模化

- ◆資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確 保
- ◆経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の 構築
- ◆コンプライアンスの実践と浸透 「平成18年度の追加課題〕
- ◆販売・売上計画を必達するため の日本・北米をはじめとした世 界各地域での更なる営業力の強 化
- ◆販売・製造・開発など全ての分 野における徹底したコスト削減 策の実施
- ◆グローバル生産体制の適正化
- ◆内部統制システムに基づくガバ ナンスの強化

[平成19年度の追加課題]

- ◆国内販売ネットワークの広域統 合と営業力強化による国内事業 黒字化の早期達成
- ◆BRICsを中心とした新興市 場への販売拡大
- ◆環境対応技術の開発推進

平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成18年9月30日) 至 平成19年9月30日)

平成18年度 (白 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

3. 必達目標

- ◆平成18年度での黒字化(連結当 期純利益:80億円)
- ◆平成19年度での黒字体質定着化 (連結当期純利益:410億円)

4. 事業戦略

(1)販売台数計画

「三菱自動車再生計画」における 販売台数計画は、現在の市場動向 に基づき各地域で想定される下振 れリスクを織り込み、確実に達成 可能な目標として設定した。平成 19年度時点では平成15年度並みの レベルである150万台まで回復させ ていく。

(2)商品戦略

- ①モータースポーツの位置付け 当社グループはモータースポー ツを、クルマづくりの原点と位 置付けている。ダカールラリー やWRCなどへの参加を通じて 得られた技術やノウハウは、今 後「スポーティ DNA」「SU V DNA」として全ての市販車 にフィードバックし、安全性・ 耐久性はもとより、走行性・走 破性を高めるというクルマづく りに取り組み、それを商品特徴 として前面に出すことで、価値 を高めていく。
- ②車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種 を削減し、競争力の高いグロー バル車種に経営資源を集中する ことで、開発・生産の効率化を 図る。

③新車投入計画

平成17年度以降、各地域での新 車投入数を大幅に増加させてお り、今後も全ての地域において 積極的な新車投入を行うこと で、収益機会を拡大する。

3. 必達目標

◆平成19年度での黒字体質定着化 に向けて、経営諸施策の実行に 取り組む。

4. 事業戦略

(1)販売台数計画

「三菱自動車再生計画」における 販売台数計画は、平成19年度時点 で平成15年度並みのレベルである 150万台まで回復させる予定であ ったが、国内やアセアン等の総需 要低迷を反映し、期初計画時に目 標レベルを132万台とした。しか し、その後の販売状況等を反映 し、目標台数を136万台に上方修 正した。

(2)商品戦略

- ①モータースポーツの位置付け 当社グループはモータースポー ツを、クルマづくりの原点と位 置付けている。ダカールラリー やWRCなどへの参加を通じて 得られた技術やノウハウは、今 後「スポーティ DNA」「SU V DNA」として全ての市販車 にフィードバックし、安全性・ 耐久性はもとより、走行性・走 破性を高めるというクルマづく りに取り組み、それを商品特徴 として前面に出すことで、価値 を高めていく。
- ②車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種 を削減し、競争力の高いグロー バル車種に経営資源を集中する ことで、開発・生産の効率化を 図る。

③新車投入計画

平成17年度以降、各地域での新 車投入数を大幅に増加させてお り、今後も全ての地域において 積極的な新車投入を行うこと で、収益機会を拡大する。

3. 必達目標

- ◆平成18年度での黒字化は達成し
- ◆ 平成19年度での黒字体質定着化 に向けて、経営諸施策の実行に 取り組む。

4. 事業戦略

(1)販売台数計画

「三菱自動車再生計画」における 販売台数計画は、現在の市場動向 に基づき各地域で想定される下振 れリスクを織り込み、確実に達成 可能な目標として設定した。当初 計画では平成19年度時点で平成15 年度並みのレベルである150万台 まで回復させる予定であったが、 国内やアセアン等の総需要低迷を 反映し、目標レベルを132万台に 修正した。

(2)商品戦略

- ①モータースポーツの位置付け 当社グループはモータースポー ツを、クルマづくりの原点と位 置付けている。ダカールラリー やWRCなどへの参加を通じて 得られた技術やノウハウは、今 後「スポーティ DNA」「SU V DNA」として全ての市販車 にフィードバックし、安全性・ 耐久性はもとより、走行性・走 破性を高めるというクルマづく りに取り組み、それを商品特徴 として前面に出すことで、価値 を高めていく。
- ②車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種 を削減し、競争力の高いグロー バル車種に経営資源を集中する ことで、開発・生産の効率化を 図る。

③新車投入計画

平成17年度以降、各地域での新 車投入数を大幅に増加させてお り、今後も全ての地域において 積極的な新車投入を行うこと で、収益機会を拡大する。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(3)提携戦略

事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的事業提携の可能性を追求していく。具体的には、平成18年6月に、三菱重工業株式会社と欧州輸出車向け次世代ディーゼルエンジンの共同開発について合意し、また平成18年8月に日産自動車株式会社への軽乗用車のOEM供給を継続する契約を締結した。

引続き、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについて検討していく。

(4)地域戦略

①日本

販売会社を含めた安定的な利益 体質の確立に向け、保有ユーザーに対するフォロー施策・信頼 回復策を販売会社と一体とにない では続展開していくことに加まる。 強化するため、マーケットを強化した子会社を平成18年7月に発足させた。商品企画を短続した発達でのリードタイムを短続した商品投入を推進する。

② 北米

北米市場において利益を出す体制を確立するため、米国子会社に当社の常務取締役を社長兼 CEOとして派遣し、当社と同社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。

北米事業の問題の発端となった 販売金融事業については、メリ ルリンチへの保有金融資産の部 分売却によりリスク低減を図る とともに、同社と共同出資によ り設立した新会社でお客様に競 争力のある魅力的な金融商品を 提供していく。

(3)提携戦略

事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的事業提携の可能性を追求していく。具体的には、日産自動車株式会社とはOEM供給車種を拡大することで合意し、また、株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション、三菱商事株式会社とと電池を関造する合弁会社の設立を決定した。

引続き、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについて検討していく。

(4)地域戦略

①日本

売ネットワークの再構築を加速 し、国内乗用車販売連結子会 社、国内部品販売連結子会社を 広域統合した。これにより、 「ネットワーク効率化」、「店 舗営業力強化」、「ガバナンス 強化」を基本方針として推進 し、業界トップレベルのお客様 満足度の達成及び利益率向上を 図り、国内事業黒字化の早期達 成を目指す。

当中間連結会計期間に、国内販

② 北米

北米市場において利益を出す体制を確立するため、米国子会社に当社の常務取締役を社長兼 CEOとして派遣し、当社と同社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。

(3)提携戦略

事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的事業提携の可能性を追求していく。具体的には、三菱重工業株式会社との次世代ディーゼルエンジンの共同開発合意や、PSAプジョー・シトロエン社との間で同社よりディーゼルエンジンの供給を受ける契約を締結し、また、日産自動車株式会社とは平成19年4月にOEM供給車種を拡大することで合意した。

引続き、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについて検討していく。

(4)地域戦略

①日本

「三菱自動車再生計画」の柱の一つである国内販売ネットワークの再構築を加速し、連結販売会社、部品販売会社を平成19年度中に広域統合することとした。「ネットワーク効率化」、「店舗営業力強化」、「ガバインス強化」を基本方針として推進し、業界トップレベルのお客様満足度達成及び利益率向上を域り、国内事業黒字化の早期達成を目指す。

② 北米

北米市場において利益を出す体制を確立するため、米国子会社に当社の常務取締役を社長兼 CEOとして派遣し、当社と同社がより緊密に連携を取り、機動的な対応が可能となるよう経営体制の強化を図った。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

③欧州

事業性の確立という段階から成 長のステージへ移行するべく、 商品ラインナップの強化を軸に 販売促進を図るとともに、経営 体制、販売体制の強化を推進す る。

④中国

重点市場の位置付けのもと、現 地で強固な三菱ブランドを積極 的に活用し、事業基盤を拡大し ていく。

その具体策として、平成18年9月に中国の東南(福建)汽車工業有限公司への出資が完了した。これにより、中国におけるブランド戦略の強化、モデルラインの拡充を図る。

また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。

⑤その他

アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。

③欧州

事業性の確立という段階から成 長のステージへ移行するべく、 商品ラインナップの強化を軸に 販売促進を図るとともに、経営 体制、販売体制の強化を推進す ス

④中国

重点市場の位置付けのもと、現 地で強固な三菱ブランドを積極 的に活用し、事業基盤を拡大し ていく。

また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。

⑤その他

アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。

③欧州

事業性の確立という段階から成 長のステージへ移行するべく、 商品ラインナップの強化を軸に 販売促進を図るとともに、経営 体制、販売体制の強化を推進す る。

④中国

重点市場の位置付けのもと、現 地で強固な三菱ブランドを積極 的に活用し、事業基盤を拡大し ていく。

その具体策として、平成18年9月に中国の東南(福建)汽車工業有限公司への出資が完了した。これにより、中国におけるブランド戦略の強化、モデルラインの拡充を図る。また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。

⑤その他

アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(5)コスト削減

①人員計画

組織の見直し、業務効率化、業 務プロセスの見直し、退職者の 不補充などを実施した結果、人 員計画は計画どおり進捗してお り、当初目標が達成できる見通 しである。今後もより一層の業 務効率化を推進していく。

②資材費低減

販売台数減少及び原材料価格の 高騰に起因する調達環境の悪化 を踏まえ、平成18年度までの累 計で約900億円レベル(平成15年 度実績比)の低減を目指す。

5.企業理念と目指す方向

平成17年1月の「三菱自動車再生 計画」発表とともに、当社の企業 理念は「大切なお客様と社会のた めに、走る歓びと確かな安心を、 こだわりをもって、提供し続けま す。」とした。

また、新しい企業コミュニケーシ ョンワードとして『クルマづくり の原点へ。』を社内公募の中から 選定し、平成17年9月から使用し ている。

6. 損益目標

以上の全ての施策に鋭意取り組ん だ結果、平成17年度については、 「三菱自動車再生計画」にて掲げ た目標に対して1年前倒しで連結 営業利益の黒字化を達成すること ができた。平成18年度には連結当 期純損益の黒字化、そして平成19 年度には過去最高となる連結当期 純利益410億円の達成を見込んで いる。

(5)コスト削減

①人員計画

組織の見直し、業務効率化、業 務プロセスの見直し、退職者の 不補充などを実施した結果、人 員計画は計画どおり進捗してお り、当初目標が達成できる見通 しである。今後もより一層の業 務効率化を推進していく。

②資材費低減

当初想定していた以上に原材料 価格は高騰しているが、今後も 更なる低減に向けて取り組んで いく。

5.企業理念と目指す方向

平成17年1月の「三菱自動車再生 計画 | 発表とともに、当社の企業 理念は「大切なお客様と社会のた めに、走る歓びと確かな安心を、 こだわりをもって、提供し続けま す。」とした。

また、新しい企業コミュニケーシ ョンワードとして『クルマづくり の原点へ。』を社内公募の中から 選定し、平成17年9月から使用し ている。

6. 損益目標

以上の全ての施策に鋭意取り組ん だ結果、平成17年度については、 「三菱自動車再生計画」にて掲げ た目標に対して1年前倒しで連結 営業利益の黒字化を達成すること ができた。平成18年度には87億円 の連結当期純利益を計上し、必達 目標であった連結当期純利益の黒 字化を達成した。平成19年度は再 生計画で掲げた「黒字体質の定着 化」に向けて、経営諸施策の実行 に取り組んでいく。

(5)コスト削減

①人員計画

組織の見直し、業務効率化、業 務プロセスの見直し、退職者の 不補充などを実施した結果、人 員計画は計画どおり進捗してお り、当初目標が達成できる見通 しである。今後もより一層の業 務効率化を推進していく。

②資材費低減

当初想定していた以上に原材料 価格は高騰しているが、今後も 更なる低減に向けて取り組んで いく。

5. 企業理念と目指す方向

平成17年1月の「三菱自動車再生 計画 | 発表とともに、当社の企業 理念は「大切なお客様と社会のた めに、走る歓びと確かな安心を、 こだわりをもって、提供し続けま す。」とした。

また、新しい企業コミュニケーシ ョンワードとして『クルマづくり の原点へ。』を社内公募の中から 選定し、平成17年9月から使用し ている。

6. 損益目標

以上の全ての施策に鋭意取り組ん だ結果、平成17年度については、 「三菱自動車再生計画」にて掲げ た目標に対して1年前倒しで連結 営業利益の黒字化を達成すること ができた。平成18年度には87億円 の連結当期純利益を計上し、必達 目標であった連結当期純利益の黒 字化を達成した。平成19年度は再 生計画で掲げた「黒字体質の定着 化」に向けて、経営諸施策の実行 に取り組んでいく。

7. 支援体制:資本・資金の増強(1)資本増強策

三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。

三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社グループ持株比率は、平成18年9月30日現在で約34%である。また、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社グループ持株比率は15%超となったため、当社グループは平成17年度下期から、同社の持分法適用会社となった。

(2)借入等の計画

平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」では、総額2,400億円の新規借入を計画したが、これまでの連結キャッシュ・フロー実績が計画比上振れていることから、800億円弱の調達で済んでいる。今後の調達については、年度毎の資金繰り見通しを睨みながら、「三菱自動車再生計画」達成に必要な資金を調達していく予定である。

(3)資金使途

これらの資本増強・資金調達策により得る資金は、当社グループが「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

7. 支援体制: 資本・資金の増強

(1)資本増強策

三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。

三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社グループ持株比率は、平成19年9月30日現在で約34%である。また、当社グループは平成17年度下期から、三菱重工業株式会社の持分法適用会社となった。

(2)借入等の計画

平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」での総額2,400億円の新規借入計画に対して、平成17年度までに800億円弱を調達し、平成18年度ではシンジケーション方式の中期タームローン560億円等により、総額で800億円弱を調達した。平成19年度については、今後の資金繰り見通しを睨みながら、平成19年度末に向けて必要な資金を調達していく予定である。

(3)資金使途

これらの資本増強・資金調達策に より得る資金は、当社グループが 「三菱自動車再生計画」を実行す るにあたっての基礎となる、研究 開発及び設備投資資金として最大 限活用されることとなる。 平成18年度

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

7. 支援体制:資本・資金の増強

(1)資本増強策

三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。

三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社グループ持株比率は、平成19年3月31日現在で約34%である。また、当社グループは平成17年度下期から、三菱重工業株式会社の持分法適用会社となった。

(2)借入等の計画

平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」での総額2,400億円の新規借入計画に対して、平成17年度までに800億円弱を調達し、平成18年度ではシンジケーション方式の中期タームローン560億円等により、総額で800億円弱を調達した。平成19年度については、今後の資金繰り見通しを睨みながら、必要な資金を調達していく予定である。

(3)資金使途

これらの資本増強・資金調達策により得る資金は、当社グループが「三菱自動車再生計画」を実行するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。

また、当社グループは平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。

当中間連結会計期間の業績は、営業 損益、経常損益、中間純損益の全項 目において、平成18年4月27日の平 成17年度決算発表時に公表した当中 間連結会計期間の連結業績予想を上 回る結果となった。

当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社(三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行)の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。

従って、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

また、当社グループは平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。

当中間連結会計期間の業績は、5年振りに営業利益、経常利益の黒字化を達成し、当社グループは「三菱自動車再生計画」を着実に実行している。

当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社(三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行)の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。

従って、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

また、当社グループは平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。

当連結会計年度の業績は、営業利益、経常利益、当期純利益の全てに おいて黒字化を達成することができ た。

当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社(三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行)の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。

従って、連結財務諸表は継続企業を 前提として作成されており、このよ うな重要な疑義の影響を連結財務諸 表には反映していない。

- 平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
- 平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社の数は92社である。

主要な会社名は次のとおりである。

東京三菱自動車販売株式会社

関東三菱自動車部品販売株 式会社

パジェロ製造株式会社 ミツビシ・モーターズ・ノ ース・アメリカ・インク ミツビシ・モーターズ・ヨ ーロッパ・ビー・ブイ ミツビシ・モーターズ・オ ーストラリア・リミテッド 他

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社の数は59社である。

主要な会社名は次のとおりである。

関東三菱自動車販売株式会 社

- (注) 関東三菱自動車販売株式 会社は、東京三菱自動車 販売株式会社が平成19年 7月1日付で南茨城三菱 自動車販売株式会社、埼 玉三菱自動車販売株式会社 社、神奈川三菱自動車販売株式会社 売株式会社、川崎三菱自動車販売株式会社 三菱自動車販売株式会社 及び松本三菱自動車販売 株式会社と合併したこと に伴い、商号変更。
 - 三菱自動車部品販売株式会社
- (注) 三菱自動車部品販売株式 会社は、北関東三菱自動車部品販売株式 東部品販売株式会社が平成19年7月1日付で北海 道三菱自動車部品販売株式会社、東北三菱自動車北三菱自動車車を会社、信越三菱自動車を会社、信越三菱自動車が会社、信越三菱自動車部品販売株式会社、信越三菱自動車部品販売株式会社との当りでは、商号変更。

パジェロ製造株式会社 ミツビシ・モーターズ・ノ ース・アメリカ・インク ミツビシ・モーターズ・ヨ ーロッパ・ビー・ブイ ミツビシ・モーターズ・オ ーストラリア・リミテッド 他

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社の数は90社である。

主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

異動の状況

- ①新規連結 1社
- ・主たる事業の関連性及び相 対的重要性の観点から新規 連結とした子会社

名古屋三菱自動車販売株 式会社

- (注) 名古屋三菱自動車販売株 式会社は、平成18年5月 1日にMMCマネジメン ト株式会社から商号変 更。
- ②連結除外 7社
- ・合併により除外した会社 西鳥取三菱自動車販売株 式会社 他4社
- ・株式売却により持分法適用 関連会社へ異動した会社 エムエムシー・オートモ ビールズ・エスパーニ ャ・エス・エー
- ・株式売却により除外した会社

スリフティー (オーストラリア)・ピーティーワイ・リミテッド

(2)主要な非連結子会社の名称は次のとおりである。

株式会社三菱自動車フットボ ールクラブ

三菱自動車教育センター株式 会社 他

(連結の範囲から除いた理由) 上記を含む非連結子会社は総 資産・売上高・中間純損益及 び利益剰余金等がいずれも小 規模であり全体としても中間 連結財務諸表に重要な影響を 与えていないため連結の範囲 から除いている。

異動の状況

- ①新規連結 1社
- ・新規設立 エムエムシーエー・オー ト・レシーバブルズ・トラ スト・ファイブ

②連結除外 32社

- ・合併により除外した会社 神奈川三菱自動車販売株 式会社 他30社
- ・清算により除外した会社 エムエムイー・パーチェ シング・ビー・ブイ

次のとおりである。 株式会社三菱自動車フットボ ールクラブ 三菱自動車教育センター株式 会社 他

(2)主要な非連結子会社の名称は

(連結の範囲から除いた理由) 同左

異動の状況

- ①新規連結 1社
- ・主たる事業の関連性及び相 対的重要性の観点から新規 連結とした子会社 名古屋三菱自動車販売株 式会社
- (注) 名古屋三菱自動車販売株 式会社は、平成18年5月 1日にMMCマネジメン ト株式会社から商号変 更。
- ②連結除外 9社
- ・合併により除外した会社 西鳥取三菱自動車販売株 式会社 他4社
- ・株式売却により持分法適用 関連会社へ異動した会社 エムエムシー・オートモ ビールズ・エスパーニ ャ・エス・エー 他1社
- ・株式売却により除外した会社

スリフティー (オースト ラリア)・ピーティーワ イ・リミテッド 他1社

(2)主要な非連結子会社の名称は 次のとおりである。

株式会社三菱自動車フットボ ールクラブ

三菱自動車教育センター株式 会社 他

(連結の範囲から除いた理由) 上記を含む非連結子会社は総 資産・売上高・当期純損益及 び利益剰余金等がいずれも小 規模であり全体としても連結 財務諸表に重要な影響を与え ていないため連結の範囲から 除いている。

- 平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
- 平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1)持分法を適用した非連結子会 社の数は11社である。

主要な会社名は次のとおりで ある。

ディーエーダブリュー・フ ランクフルト・ジーエムビ ーエイチ 他

異動の状況

- ①持分法適用除外 3社
- ・株式売却により除外した会

イル・エス・エー 他2 社

- - エムエムシーイー・リテ

(2)持分法を適用した関連会社の 数は20社である。

> 主要な会社名は次のとおりで ある。

三菱オートクレジット・リ ース株式会社

ピー・ティー・ミツビシ・ クラマ・ユダ・モーター ズ・アンド・マニュファク チュアリング

ビナ・スター・モーター ズ・コーポレーション 他 2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した非連結子会 社の数は4社である。

主要な会社名は次のとおりで ある。

ディーエーダブリュー・フ ランクフルト・ジーエムビ ーエイチ 他

- (2)持分法を適用した関連会社の 数は22社である。
 - 主要な会社名は次のとおりで ある。

MMCダイヤモンドファイ ナンス株式会社 ジヤトコ株式会社 ピー・ティー・ミツビシ・ クラマ・ユダ・モーター ズ・アンド・マニュファク チュアリング ビナ・スター・モーター

ズ・コーポレーション 他

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した非連結子会 社の数は4社である。

主要な会社名は次のとおりで ある。

ディーエーダブリュー・フ ランクフルト・ジーエムビ ーエイチ 他

異動の状況

①持分法適用除外 10社

・株式売却により除外した会

エムエムシーイー・リテ イル・エス・エー 他6 衦

・主たる事業の関連性及び相 対的重要性の観点から除外 した会社

コラート・オートモティ ブ・カンパニー・リミテ ッド 他1社

・清算結了により除外した会

シティポール・コンピュ ーター・アンド・コンサ ルタント・カンパニー・ リミテッド

(2)持分法を適用した関連会社の 数は22社である。

> 主要な会社名は、「第1 企 業の概況 4. 関係会社の状 況」に記載しているため省略 している。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

異動の状況

- ①持分法新規適用 1社
- ・株式売却により連結子会社 より異動した会社

エムエムシー・オートモ ビールズ・エスパーニ ヤ・エス・エー

- ②持分法適用除外 5社
- ・株式売却により除外した会 衦

エムディシー・パワー・ ジーエムビーエイチ 他 4 社

(3)持分法を適用しない主要な会 社名は次のとおりである。 (非連結子会社)

> 株式会社三菱自動車フットボ ールクラブ 他

(関連会社)

株式会社平安製作所 他 (持分法を適用していない理 由)

持分法を適用していない非連 結子会社及び関連会社は中間 純損益・利益剰余金等に関し ていずれも小規模であり、全 体としても中間連結財務諸表 に重要な影響を与えていない ため持分法を適用していな い。

異動の状況

- ①持分法新規適用 1社
- ・相対的重要性の観点から持 分法を適用した関連会社 ジヤトコ株式会社
- ②持分法適用除外 1社
- ・株式売却により除外した会

盛岡三菱自動車販売株式 会社

(3)持分法を適用しない主要な会 社名は次のとおりである。 (非連結子会社)

> 株式会社三菱自動車フットボ ールクラブ 他

(関連会社)

株式会社平安製作所 他 (持分法を適用していない理 由)

同左

異動の状況

- ① 持分法新規適用 4社
 - 新規設立

MMCダイヤモンドファ イナンス株式会社

- (注) MMCダイヤモンド ファイナンス株式会 社は、平成19年1月 1日に三菱オートク レジット・リース株 式会社の分割に伴う ファイナンス事業継 承会社。
- ・出資金買取により異動した 会社

東南(福建)汽車工業有 限公司

・株式売却により連結子会社 から異動した会社 エムエムシー・オートモ ビールズ・エスパーニ

ャ・エス・エー 他1社

- ② 持分法適用除外 6社
 - ・株式売却により除外した会 社

エムディーシー・パワ ー・ジーエムビーエイチ 他5社

(3)持分法を適用しない主要な会 社名は次のとおりである。

(非連結子会社)

株式会社三菱自動車フットボ ールクラブ 他

(関連会社)

株式会社平安製作所 他 (持分法を適用していない理 由)

持分法を適用していない非連 結子会社及び関連会社は当期 純損益・利益剰余金等に関し ていずれも小規模であり、全 体としても連結財務諸表に重 要な影響を与えていないため 持分法を適用していない。

3. 連結子会社の中間決算日等に関 する事項

海外連結子会社のうち中間決算日(6月30日)が連結中間決算日(9月30日)と異なる連結・ヨーターズ・ピー・ブイ、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ、ョースエムシー・インターナション、スリージョン、ミツビシ・コーターズ(タイランド)・ローションにカーメージョンについては、9月30日に仮決算を行い、連結している。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1)重要な資産の評価基準及び評 価方法

有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) その他有価証券

時価のあるもの

中間連結会計期間末日 の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全 部純資産直入法により 処理し、売却原価は移 動平均法により算定し ている)

時価のないもの 移動平均法による原価 法

デリバティブ

時価法 (特例処理をした金 利スワップを除く)

たな卸資産

中間連結財務諸表提出会社 及び国内連結子会社は主と して先入先出法による原価 法、または個別法による原 価法を採用し、在外連結子 会社は主として個別法によ る低価法を採用している。 平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

海外連結子会社のうち中間決算日(6月30日)が連結中間決算日(9月30日)と異なる連結子会社ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ、ョナル・ファイナンス(ネザーランズ・カー・インターナションスリピンズ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション、ミツビシ・コーダーズ(タイランド)・ロンスについては、9月30日に仮決算を行い、連結している。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左

時価のないもの 同 左

デリバティブ 同 左

たな卸資産 同 左 平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社のうち決算日 (12月31日) が連結決算日 (3月31日) が連結決算日 (3月31日) と異なる連結子会社 コッパ・ビー・ブイ、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ、コナル・ファイナンス (ネザーランズ)・ビー・ブイ、ミツビシ・コーターズ・フィリピンズ・コーターズ(タイランド)・カンについては、3月31日に仮決算を行い、連結している。

- 4. 会計処理基準に関する事項
- (1)重要な資産の評価基準及び評 価方法

有価証券

満期保有目的の債券

同左

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末日の 市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部 純資産直入法により処 理し、売却原価は移動 平均法により算定して いる)

時価のないもの 同 左

デリバティブ 同 左

たな卸資産

連結財務諸表提出会社及び 国内連結子会社は主として 先入先出法による原価法、 または個別法による原価法 を採用し、在外連結子会社 は主として個別法による低 価法を採用している。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

平成18年度 (自 平成18年4月1日 平成19年3月31日)

(2)重要な減価償却資産の減価償 却の方法

有形固定資産

中間連結財務諸表提出会社 及び国内連結子会社は、主 として定率法または定額法 を採用し、在外連結子会社 は主として定額法を採用し ている。

なお、耐用年数について は、中間連結財務諸表提出 会社は見積耐用年数を使用 し、国内連結子会社は法人 税法に規定する基準と同一 の基準によっている。在外 連結子会社は使用見込年数 を耐用年数としている。

(追加情報)

従来、中間連結財務諸表提出 会社は有形固定資産の耐用年 数を法人税法に規定する基準 と同一の基準によっていた が、「三菱自動車再生計画」 に基づく生産集約化、プラッ トフォーム (車台)数の削 減・共通化により生産の安定 化が見込まれる等の事業環境 の変化に伴い今後見積もられ る耐用年数を検討した結果、 工具器具備品に含まれる金型 及び購入品金型について、従 来採用していた耐用年数との 乖離が著しいことが明らかに なった。

このため、当中間連結会計期 間から今後の使用可能予測期 間である見積耐用年数を採用 することとした。

この結果、従来の方法によっ た場合に比較して、営業損 失、経常損失及び税金等調整 前中間純損失が2,456百万円そ れぞれ減少している。

なお、セグメント情報に与え る影響は、当該箇所に記載し ている。

(2)重要な減価償却資産の減価償 却の方法

有形固定資産

同左

(2)重要な減価償却資産の減価償 却の方法

有形固定資産

連結財務諸表提出会社及び 国内連結子会社は、主とし て定率法または定額法を採 用し、在外連結子会社は主 として定額法を採用してい る。

なお、耐用年数について は、連結財務諸表提出会社 は見積耐用年数を使用し、 国内連結子会社は法人税法 に規定する基準と同一の基 準によっている。在外連結 子会社は使用見込年数を耐 用年数としている。

(追加情報)

は有形固定資産の耐用年数を 法人税法に規定する基準と同 一の基準によっていたが、

「三菱自動車再生計画」に基 づく生産集約化、プラットフ オーム(車台)数の削減・共 通化により生産の安定化が見 込まれる等の事業環境の変化 に伴い今後見積もられる耐用 年数を検討した結果、工具器 具備品に含まれる金型及び購 入品金型について、従来採用 していた耐用年数との乖離が 著しいことが明らかになっ

このため、当連結会計年度か ら今後の使用可能予測期間で ある見積耐用年数を採用する こととした。

この結果、従来の方法によっ た場合に比較して、営業利 益、経常利益及び税金等調整 前当期純利益が7,585百万円そ れぞれ増加している。

なお、セグメント情報に与え る影響は、当該箇所に記載し ている。

従来、連結財務諸表提出会社

平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
無形固定資産 中間連結財務諸表提出会社 及び国内連結子会社は定額 法を採用している。なお、 自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利 用可能期間(5年)に基づ く定額法を採用している。 在外連結子会社は主として 利用可能期間に基づく定額 法を採用している。	無形固定資産 同左	無形固定資産 連結財務諸表提出会社及び 国内連結子会社は、定額法 を採用している。なお、自 社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用 可能期間(5年)に基づく 定額法を採用している。在 外連結子会社は主として利 用可能期間に基づく定額法 を採用している。
(3)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒 損失に備えるため、一般債 権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回 収可能性を検討し、回収不 能見込額を計上している。	(3)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同 左	(3)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同 左
製品保証引当金 中間連結財務諸表提出会社 及び国内連結子会社は製品 のアフターサービスに対す る費用の支出に備えるた め、保証書の約款に従い過 去の実績を基礎に将来の保 証見込みを加味して計上し ている。在外連結子会社は 製品のアフターサービスに 対する費用の支出に備える ため、過去の実績を基礎に 将来の保証見込みを加味し て計上している。	製品保証引当金同左	製品保証引当金 連結財務諸表提出会社及び 国内連結子会社は製品のア フターサービスに対する費 用の支出に備えるため、保 証書の約款に従い過去の実 績を基礎に将来の保証見込 みを加味して計上してい る。在外連結子会社は製品 のアフターサービスに対す る費用の支出に備えるた め、過去の実績を基礎に将 来の保証見込みを加味して 計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備える ため、当連結会計年度末に おける退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき、 当中間連結会計期間末にお いて発生していると認めら れる額を計上している。 会計基準変更時差異は、退 職給付に係る会計基準の適 用初年度(平成12年度)に おいて全額費用処理してい る。

期間以内の一定の年数(5~21年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5~21年)による定額法により翌連結会計年度から

費用処理することとしてい

る。

過去勤務債務は、その発生

時の従業員の平均残存勤務

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

退職給付引当金

従業員の退職給付に備える ため、当連結会計年度末に おける退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき、 当中間連結会計期間末にお いて発生していると認めら れる額を計上している。 過去勤務債務は、その発生 時の従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(5 ~21年) による定額法によ り費用処理している。 数理計算上の差異は、その 発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数 (5~21年) による定額法 により翌連結会計年度から 費用処理することとしてい る。

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

退職給付引当金

従業員の退職給付に備える ため、当連結会計年度末に おける退職給付債務及び年 金資産の見込額に基づき計 上している。

過去勤務債務は、その発生 時の従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(5 ~21年)による定額法によ り費用処理している。

数理計算上の差異は、その 発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数 (5~21年)による定額法 により翌連結会計年度から 費用処理することとしてい

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に 備えるため、退職慰労金の支給に 規に基づき、当中間連結会 計期間末要支給額を計上と 制度の廃止及び引当金の 原止及び引当金の 無入は行っておらず、 は行っておりまり、 調連結会計期間末における は 過退職慰労引当金残ら 当該決定以前に対応する 給予定額である。

- (4)重要な外貨建の資産又は負債 の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間 連結決算日の直物為替相場に より円貨に換算し、換算差額 は損益として処理している。 また、在外子会社等の資産及 び負債は、中間連結決算日の 直物為替相場により円貨に換 算し、収益及び費用は期中平 均相場により円貨に換算し、 換算差額は純資産の部におけ る為替換算調整勘定及び少数 株主持分に含めている。
- (5)重要なリース取引の処理方法 中間連結財務諸表提出会社及 び国内連結子会社は、リース 物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社 については通常の売買取引に 準じた会計処理によってい る。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に 備えるため、退職慰労金内 規に基づき計上していた が、前中間連結会計期間中 における役員退職慰労金制 度の廃止及び引当金の一部 取崩の決定以降、新規繰入 は行っていないため、当中 間連結会計期間末における 役員退職慰労引当金残高は 当該決定以前に対応する支 給予定額である。

(4)重要な外貨建の資産又は負債 の本邦通貨への換算の基準 同 左

(5)重要なリース取引の処理方法 同 左

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に 備えるため、退職慰労金の支給に 規に基づき、当連結会計上して 度末要支給額を計上して制 の廃止及び引当金の一部 前の決定により、新規繰入 は行っておらず、当連結会 計年度末における役員退職 慰労引当金残高は当該決定 以前に対応する支給予定額 である。

- (4)重要な外貨建の資産又は負債 の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結 会計年度末日の直物為替算 により円貨に換算しして る。また、在外子会社会計算 産及び負債は、連結会計年の 産及び負債は、連結会計り 貨に換算し、収益及び費用 貨に換算し、収益及び費用は 期中平均相場により円貨 質し、換算差額は純資産の における為替換算調整勘定及 び少数株主持分に含めて る。
- (5)重要なリース取引の処理方法 連結財務諸表提出会社及び国 内連結子会社は、リース物件 の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る 方法に準じた会計処理によっ ており、在外連結子会社につ いては通常の売買取引に準じ た会計処理によっている。

平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(6)重要なヘッジ会計の方法	(6)重要なヘッジ会計の方法	(6)重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理	同左	同左
によっている。なお、特例		
処理の要件を満たしている		
金利スワップについては特		
例処理によっている。		
ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段とヘッジ対象
当中間連結会計期間にヘッ	同左	当連結会計年度にヘッジ会
ジ会計を適用したヘッジ手	N 21	計を適用したヘッジ手段と
段とヘッジ対象は以下のと		ヘッジ対象は以下のとおり
おりである。		である。
a. ヘッジ手段	同左	同左
…為替予約	N Z	16 Z
ヘッジ対象		
- ・・製品輸出による		
外貨建売上債権		
(予定取引に係		
るもの)		
b. ヘッジ手段	同左	同左
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	内工	Pl ZL
ヘッジ対象		
…借入金利息		
c. ヘッジ手段	同左	同左
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Pi ZL	IN ZL
ヘッジ対象		
····社債利息		
ヘッジ方針	ヘッジ方針	ヘッジ方針
通常の営業取引により発生	同左	同左
する外貨建金銭債権債務に	N Z	IN ZL
係る将来の為替相場の変動		
によるリスクを回避するた		
め、また借入金等に係わる		
金利変動リスク回避のため		
にヘッジを行っている。		
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ有効性評価の方法
為替予約についてはキャッ	同左	同左
シュ・フローを完全に固定	p. 4 / //da	7.4 /44
するものである。		
なお、特例処理による金利		
スワップについては、その		
要件を満たしていることに		
ついての確認をもって有効		
性の判定に代えている。		
. ,,=, ,,,=,,		l .

平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(7)その他中間連結財務諸表作成 のための基本となる重要な事 項	(7)その他中間連結財務諸表作成 のための基本となる重要な事 項	(7)その他連結財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会 計処理は、税抜方式によっ	消費税等の会計処理 同 左	消費税等の会計処理 同 左
ている。 繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額 費用として処理している。	繰延資産の処理方法 同 左	繰延資産の処理方法 同 左
割賦販売利益の計上基準 一部の連結子会社では割賦 基準を採用している。	割賦販売利益の計上基準 同 左	割賦販売利益の計上基準 同 左
連結納税制度の適用 連結納税制度を適用してい	連結納税制度の適用 同 左	連結納税制度の適用 同 左
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資である。	5. 中間連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲 同 左	5. 連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲 同 左

平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に		(貸借対照表の純資産の部の表示に
関する会計基準)		関する会計基準)
当中間連結会計期間から、「貸借対照		当連結会計年度から、「貸借対照表の
表の純資産の部の表示に関する会計基		純資産の部の表示に関する会計基準」
準」(企業会計基準第5号 平成17年		(企業会計基準第5号 平成17年12月
12月9日)及び「貸借対照表の純資産		9日) 及び「貸借対照表の純資産の部
の部の表示に関する会計基準等の適用		の表示に関する会計基準等の適用指
指針」(企業会計基準適用指針第8号		針」(企業会計基準適用指針第8号
平成17年12月9日)を適用している。		平成17年12月9日)を適用している。
これまでの資本の部の合計に相当する		これまでの資本の部の合計に相当する
金額は、254,093百万円である。		金額は、294,388百万円である。
なお、当中間連結会計期間における中		なお、当連結会計年度における連結貸
間連結貸借対照表の純資産の部につい		借対照表の純資産の部については、連
ては、中間連結財務諸表規則の改正に		結財務諸表規則の改正に伴い、改正後
伴い、改正後の中間連結財務諸表規則		の連結財務諸表規則により作成してい
により作成している。		る。
(企業結合に係る会計基準)		(企業結合に係る会計基準)
当中間連結会計期間から、「企業結合		当連結会計年度から、「企業結合に係
に係る会計基準」(企業会計審議会		る会計基準」(企業会計審議会 平成
平成15年10月31日)及び「事業分離等		15年10月31日)及び「事業分離等に関
に関する会計基準」(企業会計基準第		する会計基準」(企業会計基準第7号
7号 平成17年12月27日) 並びに「企		平成17年12月27日)並びに「企業結合
業結合会計基準及び事業分離等会計基		会計基準及び事業分離等会計基準に関
準に関する適用指針」(企業会計基準		する適用指針」(企業会計基準適用指
適用指針第10号 平成17年12月27日)		針第10号 平成17年12月27日)を適用
を適用している。		している。

表示方法の変更	
平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
(中間連結貸借対照表)	(中間連結貸借対照表) 「1年以内に返済予定の長期借入金」は、前中間連結会計期間は、流動負債の「短期借入金」に含めて表示していたが、負債及び純資産の合計の100分の5を超えたため、当中間連結会計期間において区分掲記することとした。 なお、前中間連結会計期間における流動負債の「短期借入金」に含まれる「1年以内に返済予定の長期借入金」は71,659百万円である。
 (中間連結キャッシュ・フロー計算書) 1. 前中間連結会計期間まで、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間より「のれん償却額」として表示している。 2. 「株式譲渡契約に基づく損失補償(利益:△)」は、前中間連結会計期間まで区分掲記していたが、金額的重要性が減少したため当中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示することとした。なお、当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれている「株式譲渡契約に基づく損失補償(利益:△)」は 	(中間連結キャッシュ・フロー計算書)



△51百万円である。

(中間連結貸借対照表関係)

平成18年度中間連結会計期間末 平成19年度中間連結会計期間末 平成18年度末 (平成18年9月30日) (平成19年9月30日) (平成19年3月31日) ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,264,947百万円 1,297,244百万円 1,282,155百万円 ※2. 担保資産及び担保付債務 ※2. 担保資産及び担保付債務 ※2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産(工場財団は除 担保に供している資産(工場財団は除 担保に供している資産(工場財団は除 く) は以下のとおりである。 く) は以下のとおりである。 く) は以下のとおりである。 受取手形及び売掛金 15,760百万円 受取手形及び売掛金 11,545百万円 受取手形及び売掛金 15,845百万円 販売金融債権及び 販売金融債権及び 販売金融債権及び 62,516百万円 24,652百万円 39,155百万円 長期販売金融債権 長期販売金融債権 長期販売金融債権 たな卸資産 58,684百万円 たな卸資産 54,125百万円 たな卸資産 93,409百万円 169,185百万円 182,224百万円 195,154百万円 有形固定資産 有形固定資産 有形固定資産 長期債権売却留保額 19,998百万円 長期債権売却留保額 11,003百万円 長期債権売却留保額 9,358百万円 その他 (注1) 112,039百万円 その他 (注1) 82,948百万円 その他 (注1) 79,185百万円 464,154百万円 353,460百万円 419,178百万円 (注1) 未収入金888百万円について、 (注1) 未収入金898百万円について、 (注1) 未収入金864百万円について、 有限会社ムラタ・メディカルサ 有限会社ムラタ・メディカルサ 有限会社ムラタ・メディカルサ ービスとの間で締結した定期建 ービスとの間で締結した定期建 ービスとの間で締結した定期建 物賃貸借契約に基づく債務に対 物賃貸借契約に基づく債務に対 物賃貸借契約に基づく債務に対 して質権を設定している。ま して質権を設定している。ま して質権を設定している。ま た、投資有価証券46百万円につ た、投資有価証券46百万円につ た、投資有価証券46百万円につ いて、水島エコワークス株式会 いて、水島エコワークス株式会 いて、水島エコワークス株式会 社の借入金に対して担保を供し 社の借入金に対して担保を供し 社の借入金に対して担保を供し ている。 ている。 ている。 財団抵当に供している資産は以下のと 財団抵当に供している資産は以下のと 財団抵当に供している資産は以下のと おりである。 おりである。 おりである。 中間連結財務諸表提出会社 中間連結財務諸表提出会社 連結財務諸表提出会社 岡崎工場財団 岡崎工場財団 岡崎工場財団 建物及び構築物 12.100百万円 建物及び構築物 11.646百万円 建物及び構築物 11.754百万円 機械装置及び 機械装置及び 機械装置及び 5,897百万円 4,904百万円 5,438百万円 運搬具 運搬具 運搬具 985百万円 土地 985百万円 土地 985百万円 土地 計 18,984百万円 その他 278百万円 その他 297百万円 水島工場財団(注2) 計 17,815百万円 計 18,476百万円 建物及び構築物 9,326百万円 水島工場財団(注2) 水島工場財団(注2) 機械装置及び 建物及び構築物 8,856百万円 建物及び構築物 9,127百万円 40,200百万円 運搬具 機械装置及び 機械装置及び 39,470百万円 41,347百万円 運搬具 運搬具 土地 2,008百万円 51,535百万円 土地 2,008百万円 土地 2,008百万円 その他 その他 1,771百万円 1,440百万円 51,776百万円 計 54,255百万円 (注2) 子会社であるネザーランズ・カ (注2) 子会社であるネザーランズ・カ (注2) 子会社であるネザーランズ・カ ー・ビー・ブイのリース取引会 ー・ビー・ブイのリース取引会 ー・ビー・ブイのリース取引会 社EQUUS Leasing B.V.の国際協 社EQUUS Leasing B.V.の国際協 社EQUUS Leasing B.V.の国際協 力銀行からの債務のうち、 力銀行からの債務のうち、 力銀行からの債務のうち、 13,584百万円に対して水島工場 13,347百万円に対して水島工場 13,567百万円に対して水島工場 財団に抵当権を設定している。 財団に抵当権を設定している。 財団に抵当権を設定している。

	平成18年度中間連結 (平成18年9月			平成19年度中間連結 (平成19年9月			平成18年度 (平成19年3月	
	京都工場財団			京都工場財団			京都工場財団	
	建物及び構築物	7,126百万円		建物及び構築物	6,722百万円		建物及び構築物	6,870百万円
	機械装置及び			機械装置及び			機械装置及び	
	運搬具	11,974百万円		運搬具	10,902百万円		運搬具	11,440百万円
	土地	2,275百万円		土地	2,235百万円		土地	2,235百万円
		21,376百万円		その他	638百万円		その他	689百万円
					20,498百万円			21,235百万円
				滋賀工場財団			滋賀工場財団	
	滋賀工場財団			建物及び構築物	2,963百万円		建物及び構築物	3,039百万円
	建物及び構築物	3,096百万円		機械装置及び			機械装置及び	
	機械装置及び	9,518百万円		運搬具	16,078百万円		運搬具	15,031百万円
	運搬具	9, 010 🖂 // 1		土地	3,859百万円		土地	3,859百万円
	土地	3,859百万円			22,901百万円			21,930百万円
	計	16,474百万円						
	連結子会社(パジェ	口製造株式会社)		連結子会社(パジェ	口製造株式会社)		連結子会社(パジェ	口製造株式会社)
	建物及び構築物	2,955百万円		建物及び構築物	2,797百万円		建物及び構築物	2,998百万円
	機械装置及び	0.440777		機械装置及び	0.611777		機械装置及び	4 01477
	運搬具	2,443百万円		運搬具	3,611百万円		運搬具	4,314百万円
	土地	1,540百万円		土地	1,540百万円		土地	1,540百万円
	計	6,939百万円		計	7,949百万円		計	8,853百万円
	連結子会社(水菱プ	ラスチック株式会		連結子会社(水菱プ	ラスチック株式会		連結子会社(水菱プ	ラスチック株式会
	社)			社)			社)	
	建物及び構築物	948百万円		建物及び構築物	974百万円		建物及び構築物	1,007百万円
	機械装置及び	1 000 TT		機械装置及び	1 050777III		機械装置及び	1 040777
	運搬具	1,369百万円		運搬具	1,379百万円		運搬具	1,349百万円
	土地	194百万円		土地	194百万円		土地	194百万円
	計	2,512百万円		計	2,548百万円		計	2,551百万円
	担保付債務は次のと	おりである。		担保付債務は次のと	おりである。		担保付債務は次のと	おりである。
	短期借入金及び	004 005777		短期借入金	95,213百万円		短期借入金	112,962百万円
	長期借入金	334, 267百万円		1年以内に返済予			1年以内に返済予	
				定の長期借入金	42,648百万円		定の長期借入金	65,034百万円
				長期借入金	55,755百万円		長期借入金	76,659百万円
				計	193,616百万円		計	254,657百万円
* 3.	非連結子会社・関連	会社の株式及び非	※ 3.	非連結子会社・関連	会社の株式及び非	※ 3.	非連結子会社・関連	会社の株式及び非
	連結子会社・関連会			連結子会社・関連会			連結子会社・関連会	社に対する出資金
	の額			の額			の額	
	投資有価証券	28,596百万円		投資有価証券	40,659百万円		投資有価証券	23,216百万円
	その他(投資その他の) 20,021百万円		その他(投資その他の) 18,777百万円		その他(投資その他の) 18,677百万円
	資産)	,		資産)	20,		資産)	20, 011 12 73 1

平成18年度中間連結会計期間末

(平成18年9月30日)

4. 保証債務等

(1) 保証債務

被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容
従業員	3, 526	「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金
その他	1, 678	銀行借入金他
計	5, 205	

(2) 保証債務に準ずる債務

対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の 内容
イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク	3, 080	銀行借入金
計	3, 080	

- ※5. 債権流動化による譲渡残高が受取手形 及び売掛金から6,390百万円、販売金融 債権及び長期販売金融債権から65,422 百万円除かれている。
- ※6. 当中間連結会計期間末の無形固定資産 には、のれん1,979百万円が含まれてい
- ※ 7. 当中間連結会計期間末日は金融機関が 休日のため、当中間連結会計期間末残 高には当中間連結会計期間末日が満期 日または決済日の債権・債務が含まれ ており、そのうち主なものは次のとお りである。

受取手形及び売掛金 7,205百万円 未収入金及び未収収益 742百万円 支払手形及び買掛金 38,739百万円 未払金及び未払費用 2,302百万円 平成19年度中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

4. 保証債務等

(1) 保証債務

(1) 1/1111111111111111111111111111111111					
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容			
従業員	3, 069	「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金			
その他	3, 273	銀行借入金 他			
計	6, 343				

(2) 保証債務に準ずる債務

対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の 内容
イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク	2, 149	銀行借入金
計	2, 149	

- ※5. 債権流動化による譲渡残高が受取手形 及び売掛金から4,500百万円、販売金融 債権及び長期販売金融債権から31,385 百万円除かれている。
- ※6. 当中間連結会計期間末の無形固定資産 には、のれん166百万円が含まれてい
- ※ 7. 当中間連結会計期間末日は金融機関が 休日のため、当中間連結会計期間末残 高には当中間連結会計期間末日が満期 日または決済日の債権・債務が含まれ ており、そのうち主なものは次のとお りである。

受取手形及び売掛金 6,160百万円 支払手形及び買掛金 45,043百万円

平成18年度末 (平成19年3月31日)

4. 保証債務等 (1) 保証債務

(-) 11-11111/2/2/3		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務 の内容
従業員	3, 340	「社員財形 住宅貸金」 等に係る銀 行借入金
その他	852	銀行借入金 他
計	4, 192	

(2) 保証債務に準ずる債務

対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の 内容
イーグル・ウ ィングス・イ ンダストリー ズ・インク	2, 626	銀行借入金
計	2, 626	

- ※5. 債権流動化による譲渡残高が受取手形 及び売掛金から6,614百万円、販売金融 債権及び長期販売金融債権から27,836 百万円除かれている。
- ※6. 当連結会計年度末の無形固定資産に は、のれん380百万円が含まれている。
- ※7. 当連結会計年度末日は金融機関が休日 のため、当連結会計年度末残高には当 連結会計年度末日が満期日または決済 日の債権・債務が含まれており、その うち主なものは次の通りである。 受取手形及び売掛金 8,279百万円 支払手形及び買掛金 47,341百万円



平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
₩1.	《1.固定資産売却益の内訳は下記のとおり		※1. 固定資産売却益の内訳は下記のとおり		※ 1.	※1. 固定資産売却益の内訳は下記のとおり		
	である。			である。			である。	
	土地	27百万円		土地	21百万円		土地	601百万円
	建物及び構築物	8百万円		建物及び構築物	10百万円		建物及び構築物	157百万円
	機械装置及び運搬具	132百万円		機械装置及び運搬具	75百万円		機械装置及び運搬具	237百万円
	その他	7百万円		その他	15百万円		その他	3百万円
	計	175百万円		計	123百万円		計	1,000百万円
※ 2.	固定資産売却損の内記	沢は下記のとおり	※ 2.	固定資産売却損の内記	尺は下記のとおり	※ 2.	固定資産売却損の内割	尺は下記のとおり
	である。			である。			である。	
	機械装置及び運搬具	141百万円		土地	215百万円		土地	42百万円
	その他	3百万円		建物及び構築物	14百万円		建物及び構築物	45百万円
	計	145百万円		機械装置及び運搬具	40百万円		機械装置及び運搬具	243百万円
				その他	305百万円		その他	35百万円
				計	575百万円		計	366百万円
Ж3.	研究開発費の総額		₩3.	研究開発費の総額		₩3.	研究開発費の総額	
	販売費及び一般管	26,670百万円		販売費及び一般管	14,639百万円		販売費及び一般管	41,325百万円
	理費	20,010 [75]]		理費	14,000 日 /0 1		理費	41, 525日 万十1
※ 4.	匿名組合清算益は、立	平成13年12月の中	※ 4.	匿名組合清算益は、	元成16年3月の連	₩4.	匿名組合清算益は、平	☑成13年12月の連
	間連結財務諸表提出会	会社所有土地の不		結子会社所有土地の不	下動産流動化に係		結財務諸表提出会社所	「有土地の不動産
	動産流動化に係る匿名	呂組合事業が本年	る匿名組合事業が本年9月に終了した			流動化に係る匿名組合事業及び、平成		
	9月に終了したことにより生じた出資		ことにより生じた出資配当金等であ			14年3月の連結子会社所有土地の不動		
配当金等である。			る。			産流動化に係る匿名組合事業が当連結		
				会計年度中に終了したことによ		こことにより生じ		
							た出資配当金等である	ó.
※5. 役員退職慰労引当金等取崩益は、引当				_			_	
	金の一部取崩が決定さ	されたことによる						
	ものであり、内訳は谷	设員退職慰労引当						
	金取崩額921百万円、	退職給付引当金						
	取崩額976百万円(執	行役員分)であ						
	る。							
		_	※ 6.	PCB(ポリ塩化ビフェニ	ニル)廃棄物処理			_
				費用は、「ポリ塩化」	ごフェニル廃棄物			
				の適正な処理の推進に	工関する特例措置			
				法」により平成28年7	7月までにPCB廃			
				棄物を処理することが	ぶ義務付けられて			
				おり、これに伴う処理	里費用である。			
		_	※ 7.	退職給付引当金繰入額	質は、連結子会社			_
				が合併したことに伴い	い、退職給付債務			
				の計算方法を簡便法だ	いら原則法に変更			
				し、発生したものであ	うる 。			
			-			•		

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

※8. 減損損失

(1)減損損失を認識した資産グループの 概要

場所	用途	種 類	減損損失 (百万円)
栃木県塩 谷郡、長 野県岡谷 市等 計22件	販売関連 資産	土地、 建物等	1, 831
新潟県新 潟市、栃 木県下都 賀郡等 計18件	遊休資産	土地、 建物等	585

(2)資産のグルーピングの方法

生産用資産は車体生産工場単位又は 事業拠点単位とし、販売関連資産は 主として事業拠点単位としている。 また、賃貸用資産及び遊休資産は 個々の資産グループとして取扱って いる。

(3)減損損失の認識に至った経緯 継続企業の前提に重要な疑義を抱か せる事象又は状況が発生しているこ と及び市場価格が著しく下落してい ること等により、一部資産につい て、帳簿価額を回収可能価額まで減

(4)回収可能価額の算定方法

額した。

回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率6%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としている。

(5)減損損失の金額

減損損失2,416百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。

土地	1,491百万円
建物	775百万円
その他	149百万円
	2,416百万円

※8. 減損損失

(1)減損損失を認識した資産グループの 郷亜

場所	用途	種 類	減損損失 (百万円)	
神奈川県平塚市、愛媛県今治市等計8件	販売関連 資産等	土地、建物等	740	
愛知県岡 崎市、栃 木県下都 賀郡等 計22件	愛知県岡 崎市、栃 木県下都 遊休資産 賀郡等		435	

(2)資産のグルーピングの方法

同左

(3)減損損失の認識に至った経緯 同 左

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率5%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としている。

(5)減損損失の金額

減損損失1,175百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。

建物	390百万円
その他	200百万円
計	1,175百万円

※8. 減損損失

(1)減損損失を認識した資産グループの 概要

場所	用途	種 類	減損損失 (百万円)
栃木県塩 谷郡、長 野県岡谷 市等 計78件	販売関連 資産	土地、 建物等	6, 379
新潟県新 潟市、宮 城県仙台 市等 計29件		土地、 建物等	1, 085

(2)資産のグルーピングの方法

同左

(3)減損損失の認識に至った経緯 同 左

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率6%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としている。

(5)減損損失の金額

減損損失7,465百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。

土地 3,102百万円 建物 2,340百万円 その他 2,022百万円 計 7,465百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

平成18年度中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	平成17年度末 株式数 (千株)	平成18年度 中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	平成18年度 中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	平成18年度 中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	5, 491, 452	64	_	5, 491, 516
第1回A種優先株式	73	_	_	73
第2回A種優先株式	30	_	_	30
第3回A種優先株式	1	_	_	1
第1回G種優先株式	130	_	_	130
第2回G種優先株式	168	_	_	168
第3回G種優先株式	10	_	_	10
第4回G種優先株式	30	_	_	30
合 計	5, 491, 895	64	_	5, 491, 959
自己株式				
普通株式 (注) 2	73	3	_	76
合 計	73	3	_	76

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加64千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加である。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				平成18年度	
		平成17年度末	平成18年度 中間連結 会計期間 増加	平成18年度 中間連結 会計期間 減少	平成18年度 中間連結 会計期間末	中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	
提出会社 (親会社)	平成14年新株予約権 (注)	普通株式	1, 168	_	80	1, 088	_
連結子会社	_	_	_	_	_	_	_
	合 計	_	1, 168	_	80	1, 088	_

⁽注) 新株予約権の当中間連結会計期間減少80千株は、新株予約権の権利行使64千株及び新株予約権の失効16千株 である。

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	平成18年度末 株式数 (千株)	平成19年度 中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	平成19年度 中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	平成19年度 中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	5, 491, 516	8	_	5, 491, 524
第1回A種優先株式	73	_	_	73
第2回A種優先株式	30	_	_	30
第3回A種優先株式	1	_	_	1
第1回G種優先株式	130	_	_	130
第2回G種優先株式	168	_	_	168
第3回G種優先株式	10	_	_	10
第4回G種優先株式	30	_	_	30
合 計	5, 491, 959	8	_	5, 491, 967
自己株式				
普通株式 (注) 2	76	1	=	78
合 計	76	1	_	78

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加8千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加である。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約権	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				平成19年度	
区分	区八	の目的とな る株式の種	平成18年度末	平成19年度 中間連結 会計期間 増加	平成19年度 中間連結 会計期間 減少	平成19年度 中間連結 会計期間末	残高
提出会社 (親会社)	平成14年新株予約権	普通株式	1, 088	ĺ	36	1,052	_
連結子会社	_	_	_	_	_	_	_
	合計	_	1, 088	_	36	1, 052	_

平成18年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	平成17年度末 株式数 (千株)	平成18年度 増加株式数 (千株)	平成18年度 減少株式数 (千株)	平成18年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	5, 491, 452	64	_	5, 491, 516
第1回A種優先株式	73	_	_	73
第2回A種優先株式	30	_	_	30
第3回A種優先株式	1	_	_	1
第1回G種優先株式	130	_	_	130
第2回G種優先株式	168	_	_	168
第3回G種優先株式	10	_	_	10
第4回G種優先株式	30	_	_	30
合 計	5, 491, 895	64	_	5, 491, 959
自己株式				
普通株式 (注) 2	73	3	_	76
合 計	73	3	_	76

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加64千株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加である。
 - 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権 の目的とな	新株予約	平成18年度末			
区分	新株予約権の内訳	る株式の種類	平成17年度末	平成18年度 増加	平成18年度 減少	平成18年度末	残高 (百万円)
提出会社 (親会社)	平成14年新株予約権	普通株式	1, 168	_	80	1, 088	_
連結子会社	-	_	_	_	_	_	_
合計		_	1, 168	_	80	1, 088	_

平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)						
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と	※ 1					
中間連結貸借対照表に掲記されている						
科目の金額との関係						
(平成18年9月30日)						
現金及び預金 260,392百万円	現					
預金期間が3ヶ月を超え	預					
△6,604百万円 る定期預金	る					
有価証券(取得日から3	有					
ヶ月以内に償還期限の到 5,956百万円	ケ					
来する短期投資)	来					

現金及び現金同等物 259,743百万円

- ※2. リース車両の取得による支出が △6,712百万円含まれている。
- ※3. リース車両の売却による収入が 8,276百万円含まれている。
- ※4. 販売金融に係る債権による支出が △17,491百万円含まれている。販売金融に係る債権の回収による収入が 20,298百万円含まれている。

平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

 (1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係

(平成19年9月30日)

現金及び預金 371,687百万円

預金期間が3ヶ月を超え

△4,471百万円 5定期預金

有価証券(取得日から3

ヶ月以内に償還期限の到 4,328百万円 来する短期投資)

現金及び現金同等物 371,544百万円

- ※2. リース車両の取得による支出が △12,962百万円含まれている。
- ※3. リース車両の売却による収入が 11,010百万円含まれている。
- ※4. 販売金融に係る債権による支出が △66,759百万円含まれている。販売金 融に係る債権の回収による収入が 87,919百万円含まれている。

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金 額との関係

(平成19年3月31日)

現金及び預金 358,058百万円

預金期間が3ヶ月を超え

△6,005百万円 る定期預金

有価証券(取得日から3

ヶ月以内に償還期限の到 12,215百万円 来する短期投資)

現金及び現金同等物 364,268百万円

- ※2. リース車両の取得による支出が △16,799百万円含まれている。
- ※3. リース車両の売却による収入が 18,909百万円含まれている。
- ※4. 販売金融に係る債権による支出が △161,005百万円含まれている。販売 金融に係る債権の回収による収入が 208,805百万円含まれている。



平成18年度 平成19年度 平成18年度 中間連結会計期間 中間連結会計期間 平成18年4月1日 (自 平成18年4月1日 (自 平成19年4月1日 (白 平成19年3月31日) 平成18年9月30日) 平成19年9月30日) 至 1. 借主側 1. 借主側 1. 借主側 (1)リース物件の所有権が借主に移転する (1)リース物件の所有権が借主に移転する (1)リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナン と認められるもの以外のファイナン と認められるもの以外のファイナン ス・リース取引 ス・リース取引 ス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価 ① リース物件の取得価額相当額、減価 ① リース物件の取得価額相当額、減価 償却累計額相当額、減損損失累計額 償却累計額相当額、減損損失累計額 償却累計額相当額、減損損失累計額 相当額及び中間期末残高相当額 相当額及び中間期末残高相当額 相当額及び期末残高相当額 取得 減価 減損 中間 取得 減価 減損 中間 取得 減価 減損 期末 価額 償却 損失 期末 価額 償却 損失 期末 価額 償却 損失 残高 累計額 相当額 累計額 累計額 残高 相当額 累計額 累計額 残高 相当額 累計額 相当額 相当額 相当額 相当額 相当額 相当額 相当額 相当額 相当額 (百万円) 工具器具 工具器具 工具器具 27,093 17,672 9,403 26, 703 13,951 12,734 29,960 16,011 13,930 18 18 18 備品 備品 備品 その他 5, 486 3, 354 13 2, 118 その他 6,327 4, 204 20 2, 102 その他 6,011 3,769 20 2,222 11,522 35, 972 32 580 18, 156 14,836 合計 21 026 31 合計 33, 031 38 合計 19,780 38 16, 152 未経過リース料中間期末残高相当額 (2) 未経過リース料中間期末残高相当額 未経過リース料期末残高相当額等 垒 未経過リース料中間期末残高相当額 未経過リース料中間期末残高相当額 未経過リース料期末残高相当額 1年内 6,303百万円 1年内 1年内 6,782百万円 6,198百万円 1年超 9,132百万円 1年超 13,582百万円 1年超 13,778百万円 合計 15,435百万円 合計 19,780百万円 合計 20,560百万円 リース資産減 リース資産減 リース資産減 23百万円 23百万円 16百万円 損勘定の残高 損勘定の残高 損勘定の残高 ③ 支払リース料、リース資産減損勘定 ③ 支払リース料、リース資産減損勘定 ③ 支払リース料、リース資産減損勘定 の取崩額、減価償却費相当額、支払 の取崩額、減価償却費相当額、支払 の取崩額、減価償却費相当額、支払 利息相当額及び減損損失 利息相当額及び減損損失 利息相当額及び減損損失 支払リース料 3,821百万円 支払リース料 支払リース料 7,904百万円 4,011百万円 リース資産減損 リース資産減損 リース資産減損勘 13百万円 6百万円 6百万円 勘定の取崩額 勘定の取崩額 定の取崩額 減価償却費相当額 2,843百万円 減価償却費相当額 4,066百万円 減価償却費相当額 6,907百万円 支払利息相当額 258百万円 支払利息相当額 430百万円 支払利息相当額 630百万円 減損損失 減損損失 12百万円 5百万円 ④ 減価償却費相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ④ 減価償却費相当額の算定方法 主としてリース期間を耐用年数と 同左 し、残存価額を零とする定率法によ っている。 ⑤ 利息相当額の算定方法 ⑤ 利息相当額の算定方法 ⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価 同左 同左 額相当額との差額を利息相当額と し、各期への配分方法については、 利息法によっている。 (2)オペレーティング・リース取引 (2)オペレーティング・リース取引 (2)オペレーティング・リース取引 未経過リース料 未経過リース料 未経過リース料 1年内 6,173百万円 1年内 5,507百万円 1年内 4,664百万円 1年超 1年超 1年超 12,963百万円 17,126百万円 17,070百万円 合計 19,136百万円 合計 22,634百万円 合計 21,734百万円

平成18 ⁴ 中間連結会 (自 平成18年 至 平成18年	平成19年度 中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
2. 貸主側	2. 貸主側			2. 貸主	則			
オペレーティング	・リース取引	オペレーティング・リース取引			オペレーティング・リース取引			
未経過リース料		未経過	リース料		未給	未経過リース料		
1年内	11,602百万円	1年	内	9,469百万円		1年内	10,825百万円	
1年超	12,653百万円	1年	超	13,434百万円		1年超	12,307百万円	
合計	24,255百万円	合	計	22,903百万円	-	合計	23, 133百万円	

(有価証券関係)

- 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当事項はない。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの

種類		度中間連結会計 成18年9月30日		平成19年度中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			平成18年度末 (平成19年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	10, 843	25, 681	14, 838	10, 684	38, 730	28, 045	10, 682	27, 892	17, 209
合計	10, 843	25, 681	14, 838	10, 684	38, 730	28, 045	10, 682	27, 892	17, 209

(注) 時価が著しく下落し回復の見込みがないと判断されるものについては減損処理を実施し、減損処理後の帳簿価額 を取得原価として記載している。

前中間連結会計期間における時価のあるその他有価証券についての減損処理額は39百万円である。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

	平成18年度 中間連結会計期間末 (平成18年9月30日) (百万円)	平成19年度 中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) (百万円)	平成18年度末 (平成19年3月31日) (百万円)	
その他有価証券				
非上場株式	22, 360	9, 059	20, 352	
その他	5, 966	4, 328	12, 225	

(注)発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は相当の減額(減損処理)を実施している。 当中間連結会計期間、前中間連結会計期間及び前連結会計年度における時価評価されていないその他有価証券に ついての減損処理額は、それぞれ45百万円、214百万円及び334百万円である。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物	取引の種類	平成18年度中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			平成19年度中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			平成18年度末 (平成19年3月31日)		
の種類	4人ソ1・271年大只	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益(百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	109, 296	107, 239	2, 057	139, 307	143, 377	△4, 069	88, 163	83, 891	4, 272
	買建	12, 601	12, 391	△210	9, 870	10, 172	301	11, 630	11, 628	△1
金利	金利オプション取引									
	買建	_	_	_	8, 125	10	10	_	_	-
金利	金利スワップ取引									
	支払固定・受取変動	829	2	2	5, 986	△20	△20	_	_	-
	支払変動・受取固定	527	$\triangle 1$	$\triangle 1$	_	_	-	_	_	_
合計		_	_	1, 848	_	_	△3, 777	_	_	4, 270

- (注) 1. 時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。
 - 2. ヘッジ会計及び金利スワップ特例処理が適用されているものについては、記載対象から除いている。

(ストック・オプション等関係)

平成18年度中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 該当事項はない。

平成19年度中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)該当事項はない。

平成18年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

		平成14年 6 月25日 定時株主総会決議 ストック・オプション				
付与対象者の区分及び数		付与当時の取締役5名、執行役員25名、従業員 80名				
ストック・オプション数		普通株式 1,994,000株				
付与日		平成15年6月2日				
権利確定条件		権利行使時において、当社または当社子会社の 取締役、執行役員または社員の地位にあること (任期満了により退任した場合、当社社員を定 年退職した場合、その他正当な理由のある場合 を除く。)				
対象勤務期間		-				
権利行使期間		平成16年7月1日から 平成21年6月30日まで				
権利行使価格	(円)	173				
公正な評価単価(付与日)	(円)	_				

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

平成18年度中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	980, 955	24, 417	1, 005, 372	_	1, 005, 372
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	(19)	l	(19)	19	_
計	980, 935	24, 417	1, 005, 352	19	1, 005, 372
営業費用	996, 406	14, 483	1, 010, 890	_	1, 010, 890
営業利益 (又は営業損失)	(15, 471)	9, 933	(5, 537)	19	(5, 517)

平成19年度中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	1, 297, 517	15, 890	1, 313, 408	_	1, 313, 408
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	(112)	-	(112)	112	-
計	1, 297, 405	15, 890	1, 313, 296	112	1, 313, 408
営業費用	1, 287, 126	7, 451	1, 294, 577	_	1, 294, 577
営業利益	10, 279	8, 438	18, 718	112	18, 830

平成18年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	2, 154, 921	47, 947	2, 202, 869	_	2, 202, 869
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	(249)	-	(249)	249	-
計	2, 154, 672	47, 947	2, 202, 619	249	2, 202, 869
営業費用	2, 136, 990	25, 641	2, 162, 631	_	2, 162, 631
営業利益	17, 682	22, 305	39, 987	249	40, 237

- (注) 1. 事業区分の方法は、産業区分及び市場の類似性に基づいている。
 - 2. 各事業区分の主要製品等
 - (1) 自動車……乗用車等
 - (2) 金融……販売金融等

3. 追加情報

(前中間連結会計期間)

有形固定資産の耐用年数の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「追加情報」に記載のとおり、中間連結財務諸表提出会社は有形固定資産の耐用年数について、従来、法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、当中間連結会計期間から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、「自動車事業」について、営業損失が2,456百万円減少している。

(当中間連結会計期間)

記載すべき事項はない。

(前連結会計年度)

有形固定資産の耐用年数の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「追加情報」に記載のとおり、連結財務諸表提 出会社は有形固定資産の耐用年数について、従来、法人税法に規定する基準と同一の基準によっていた が、当連結会計年度から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、「自動車事業」について、営業利益が7,585百万円増加している。

【所在地別セグメント情報】

平成18年度中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	397, 867	195, 270	298, 469	39, 197	74, 568	1, 005, 372	_	1, 005, 372
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	235, 863	10, 987	7, 650	85, 887	182	340, 571	(340, 571)	_
計	633, 731	206, 258	306, 119	125, 084	74, 750	1, 345, 943	(340, 571)	1, 005, 372
営業費用	653, 825	203, 151	302, 707	115, 736	78, 573	1, 353, 994	(343, 104)	1, 010, 890
営業利益(又は営業損失)	(20, 094)	3, 106	3, 411	9, 347	(3, 822)	(8, 051)	2, 533	(5, 517)

平成19年度中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	649, 023	212, 799	295, 136	53, 378	103, 070	1, 313, 408	_	1, 313, 408
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	287, 548	7, 765	23, 559	131, 751	195	450, 822	(450, 822)	_
計	936, 572	220, 565	318, 696	185, 130	103, 266	1, 764, 230	(450, 822)	1, 313, 408
営業費用	926, 361	218, 687	314, 560	174, 943	104, 995	1, 739, 548	(444, 970)	1, 294, 577
営業利益(又は営業損失)	10, 210	1,877	4, 136	10, 186	(1, 729)	24, 682	(5, 851)	18,830

平成18年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	900, 250	396, 441	655, 942	86, 544	163, 689	2, 202, 869	_	2, 202, 869
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	614, 971	27, 500	25, 213	206, 341	397	874, 423	(874, 423)	_
計	1, 515, 221	423, 941	681, 155	292, 885	164, 087	3, 077, 292	(874, 423)	2, 202, 869
営業費用	1, 520, 358	418, 475	655, 827	272, 625	167, 649	3, 034, 937	(872, 305)	2, 162, 631
営業利益(又は営業損失)	(5, 136)	5, 466	25, 327	20, 260	(3, 562)	42, 355	(2, 117)	40, 237

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。
 - 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) 北米……米国、プエルトリコ
 - (2) 欧州……オランダ
 - (3) アジア……タイ、フィリピン
 - (4) その他……オーストラリア、ニュージーランド、U. A. E.

3. 追加情報

(前中間連結会計期間)

有形固定資産の耐用年数の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「追加情報」に記載のとおり、中間連結財務諸表提出会社は有形固定資産の耐用年数について、従来、法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、当中間連結会計期間から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。

この結果、従来の方法によった場合に比較して、「日本」について、営業損失が2,456百万円減少している。

(当中間連結会計期間)

記載すべき事項はない。

(前連結会計年度)

いる。

有形固定資産の耐用年数の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「追加情報」に記載のとおり、連結財務諸表提出会社は有形固定資産の耐用年数について、従来、法人税法に規定する基準と同一の基準によっていたが、当連結会計年度から今後の使用可能予測期間である見積耐用年数を採用することとした。 この結果、従来の方法によった場合に比較して、「日本」について、営業利益が7,585百万円増加して

【海外売上高】

平成18年度中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

		北米	欧州	アジア	その他	計
I	海外売上高(百万円)	210, 307	299, 341	88, 729	183, 348	781, 727
П	連結売上高(百万円)					1, 005, 372
Ш	連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	20. 9	29.8	8.8	18. 3	77. 8

平成19年度中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

		北米	欧州	アジア	その他	計
I	海外売上高(百万円)	228, 103	454, 952	109, 344	295, 563	1, 087, 963
II	連結売上高(百万円)					1, 313, 408
Ш	連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	17. 4	34. 6	8.3	22. 5	82. 8

平成18年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		北米	欧州	アジア	その他	計
I	海外売上高(百万円)	423, 611	662, 815	191, 347	419, 130	1, 696, 905
II	連結売上高(百万円)					2, 202, 869
Ш	連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	19. 2	30. 1	8. 7	19. 0	77. 0

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。
 - 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 - (1) 北米……米国、プエルトリコ
 - (2) 欧州……オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア
 - (3) アジア……タイ、マレーシア、台湾
 - (4) その他……オーストラリア、ニュージーランド
 - 3. 海外売上高は、中間連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(企業結合等関係)

平成18年度中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

国内販売会社の統合による販売体制の効率化を目的として連結子会社同士を合併した。

- 1. 合併に関する事項
 - (1)企業結合の対象となった事業 自動車販売業等
 - (2)企業結合の対象となった事業の内容 自動車の販売等
 - (3)企業結合の法的形式 存続会社による吸収合併
 - (4)結合当事企業の名称及び結合後企業の名称
 - ①平成18年4月1日付合併

	結合当事企業の名称	結合後企業の名称	
存続会社	島根三菱自動車販売株式会社	山陰三菱自動車販売株式会社	
消滅会社	西鳥取三菱自動車販売株式会社		

②平成18年7月1日付合併

結合当事企業の名称		結合後企業の名称
存続会社	埼玉中央三菱自動車販売株式会社	埼玉三菱自動車販売株式会社
消滅会社	埼玉三菱自動車販売株式会社	埼玉二変日期早販冗休八云仕
存続会社	伊予三菱自動車販売株式会社	
消滅会社	宇和島三菱自動車販売株式会社	愛媛三菱自動車販売株式会社
伯 例云任	松山三菱自動車販売株式会社	

2. 実施した会計処理の概要

合併した会社はいずれも自動車セグメントに含まれる連結子会社であるため、共通支配下の取引に該当し、 個別財務諸表上、結合当事企業の適正な帳簿価額を基礎として会計処理し、また、連結財務諸表上は内部取 引としてすべて消去している。

なお、結合当事企業の少数株主から子会社株式を追加取得していない。

「業界トップレベルのお客様満足度達成及び利益率の向上」を図り、「国内事業黒字化の早期達成を目指す」ことを目的として連結子会社同士を合併した。

- 1. 合併に関する事項
 - (1)企業結合の対象となった事業 自動車販売業等
 - (2)企業結合の対象となった事業の内容 自動車の販売等
 - (3)企業結合の法的形式 存続会社による吸収合併
 - (4)結合当事企業の名称及び結合後企業の名称
 - ①平成19年4月1日付合併

	結合当事企業の名称	結合後企業の名称
存続会社	北海道三菱自動車販売株式会社	
消滅会社	札幌三菱自動車販売株式会社 岩見沢三菱自動車販売株式会社 空知三菱自動車販売株式会社 旭川三菱自動車販売株式会社	北海道三菱自動車販売株式会社

②平成19年7月1日付合併

	結合当事企業の名称	結合後企業の名称
存続会社	福島三菱自動車販売株式会社	
消滅会社	岩手三菱自動車販売株式会社 群馬中央三菱自動車販売株式会社 栃木三菱自動車販売株式会社	東日本三菱自動車販売株式会社
存続会社	東京三菱自動車販売株式会社	
消滅会社	南茨城三菱自動車販売株式会社 埼玉三菱自動車販売株式会社 神奈川三菱自動車販売株式会社 川崎三菱自動車販売株式会社 山梨三菱自動車販売株式会社 松本三菱自動車販売株式会社	関東三菱自動車販売株式会社
存続会社	愛知中央三菱自動車販売株式会社	
消滅会社	名古屋三菱自動車販売株式会社 岐阜三菱自動車販売株式会社 石川三菱自動車販売株式会社	中部三菱自動車販売株式会社
存続会社	近畿三菱自動車販売株式会社	
消滅会社	岡山三菱自動車販売株式会社 広島中央三菱自動車販売株式会社 山陰三菱自動車販売株式会社 新山口三菱自動車販売株式会社 愛媛三菱自動車販売株式会社 宮崎中央三菱自動車販売株式会社 長崎三菱自動車販売株式会社 鹿児島中央三菱自動車販売株式会社	西日本三菱自動車販売株式会社

結合当事企業の名称		結合後企業の名称
存続会社	北関東三菱自動車部品販売株式会社	
消滅会社	北海道三菱自動車部品販売株式会社 東北三菱自動車部品販売株式会社 信越三菱自動車部品販売株式会社 関東三菱自動車部品販売株式会社 北陸三菱自動車部品販売株式会社 中国三菱自動車部品販売株式会社	三菱自動車部品販売株式会社

2. 実施した会計処理の概要

合併した会社はいずれも自動車セグメントに含まれる連結子会社であるため、共通支配下の取引に該当し、 個別財務諸表上、結合当事企業の適正な帳簿価額を基礎として会計処理し、また、連結財務諸表上は内部取 引としてすべて消去している。

なお、結合当事企業の少数株主から子会社株式を追加取得している。

- 3. 子会社株式の追加取得に関する事項
 - (1) 取得原価及びその内訳

取得の対価(現金及び預金): 920百万円 取得原価 : 920百万円

(2) 発生したのれんの金額、償却方法

子会社株式の追加取得によりのれんが3百万円発生し、全額発生時に費用処理している。

平成18年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国内販売会社の統合による販売体制の効率化を目的として連結子会社同士を合併した。

- 1. 合併に関する事項
 - (1)企業結合の対象となった事業 自動車販売業等
 - (2)企業結合の対象となった事業の内容 自動車の販売等
 - (3)企業結合の法的形式

存続会社による吸収合併

- (4)結合当事企業の名称及び結合後企業の名称
 - ①平成18年4月1日付合併

	結合当事企業の名称	結合後企業の名称	
存続会社 島根三菱自動車販売株式会社		山陰三菱自動車販売株式会社	
消滅会社	西鳥取三菱自動車販売株式会社	山层二変日期半敗允休八云位	

②平成18年7月1日付合併

	結合当事企業の名称	結合後企業の名称
存続会社	埼玉中央三菱自動車販売株式会社	埼玉三菱自動車販売株式会社
消滅会社	埼玉三菱自動車販売株式会社	
存続会社	伊予三菱自動車販売株式会社	
消滅会社	宇和島三菱自動車販売株式会社	愛媛三菱自動車販売株式会社
旧 <u></u> (田) (城云社	松山三菱自動車販売株式会社	

2. 実施した会計処理の概要

合併した会社はいずれも自動車セグメントに含まれる連結子会社であるため、共通支配下の取引に該当し、 個別財務諸表上、結合当事企業の適正な帳簿価額を基礎として会計処理し、また、連結財務諸表上は内部取 引としてすべて消去している。

なお、結合当事企業の少数株主から子会社株式を追加取得していない。

(1株当たり情報)

平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1株当たり純資産額 △34円58銭	1株当たり純資産額 △26円00銭	1株当たり純資産額 △26円73銭			
1株当たり中間純損失金額 2円93銭	1株当たり中間純損失金額 1円02銭	1株当たり当期純利益金額 1円59銭			
		潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 0円96銭			
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間	(注) 潜在株式調整後1株当たり中間				
純利益金額については、潜在株	純利益金額については、潜在株				
式が存在するものの1株当たり	式が存在するものの1株当たり				
中間純損失であるため、記載し	中間純損失であるため、記載し				
ていない。	ていない。				

(注) 1株当たり中間(当期) 純利益(純損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりである。

	平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 (純損失)金額			
中間(当期)純利益(純損失 △)(百万円)	△16, 101	△5, 625	8, 745
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	_	_	_
普通株式に係る中間(当期) 純利益(純損失△) (百万円)	△16, 101	△5, 625	8, 745
普通株式の期中平均株式数 (千株)	5, 491, 430	5, 491, 443	5, 491, 435
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	_	_	_
普通株式増加数 (千株)	_	_	3, 579, 689
(うち優先株式(千株))	_	_	(3, 579, 512)
(うち新株予約権(千株))	_	_	(176)
希薄化効果を有しないため、	優先株式	優先株式	
潜在株式調整後1株当たり中間	第1回A種優先株式	第1回A種優先株式	
(当期) 純利益金額の算定に	第2回A種優先株式	第2回A種優先株式	
含めなかった潜在株式の概要	第3回A種優先株式	第3回A種優先株式	
	第1回G種優先株式	第1回G種優先株式	
	第2回G種優先株式	第2回G種優先株式	
	第3回G種優先株式	第3回G種優先株式	
	第4回G種優先株式	第4回G種優先株式	
	上記優先株式の概要は、「第	上記優先株式の概要は、「第	
	4 提出会社の状況 1.株	4 提出会社の状況 1.株	
	式等の状況 (1)株式の総	式等の状況 (1)株式の総	
	数等」に記載のとおり。	数等」に記載のとおり。	
	新株予約権	新株予約権	
	新株予約権の概要は、「第4	新株予約権の概要は、「第4	
	提出会社の状況 1. 株式等	提出会社の状況 1. 株式等	
	の状況 (2)新株予約権等 の状況」に記載のとおり。	の状況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり。	
	-2 TATAL TO HERMAN C 40 7 0	- 2 DYDD 1 - HO #Y 2 C 40 7 0	

(重要な後発事象)

平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1.多額な新規資金調達の実施 中間連結財務諸表提出会社は平成18年11月 27日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行を アレンジャー、三菱UFJ信託銀行株式会 社をコ・アレンジャーとして、下記の通り シンジケーション(協調融資)方式の中期 タームローン契約を締結した。調達した資 金は、新車投入等に伴う平成18年度設備投 資に充当する予定である。 (1)契約締結日	該当事項はない。	国内連結子会社の合併 当社は、平成19年1月12日に、「業界トップ レベルのお客様満足度達成及び利益率の向上」 を図り、「国内事業黒字化の早期達成を目指 す」ことを目的とし、国内乗用車販売連結子会 社及び国内部品販売連結子会社を各々統合する 方針を公表している。 具体的に、国内乗用車販売連結子会社は全国 を5つの地域ごとに、また国内部品販売連結子 会社についても以下のとおり、各々1社に統合			
平成18年11月27日 (2)借入実行日 平成18年11月30日 (3)借入金額 560億円 (4)借入期間		する予定である。 北海道三菱自動車販売(株)・札幌 三菱自動車販売(株)・旭川三菱自 動車販売(株)・空知三菱自動車販 売(株)・岩見沢三菱自動車販売 (株)			
平成18年11月30日から平成20年3月31日 (5)参加金融機関 アレンジャー、コ・アレンジャーを含め 計31社		# 岩手三菱自動車販売(株)・福島三東日本 菱自動車販売(株)・群馬中央三菱			
(6)担保 なし2.希望退職プログラムの実施連結子会社であるネザーランズ・カー・ビ		南茨城三菱自動車販売(株)・東京 三菱自動車販売(株)・埼玉三菱自 関東 動車販売(株)・神奈川三菱自動車 地区 販売(株)・川崎三菱自動車販売 (株)・山梨三菱自動車販売(株)・			
ー・ブイにおいて、スマート・フォーフォー生産中止後の同社のコスト競争力を確保するために、全従業員に対して希望退職プログラムを実施している。		松本三菱自動車販売(株) 愛知中央三菱自動車販売(株) 中部 ・名古屋三菱自動車販売(株) 地区 ・岐阜三菱自動車販売(株)・石川 三菱自動車販売(株)			
平成18年11月末時点における希望退職予想 者数は約1,200人、退職金支払見込額は約 170億円である。 3.年金基金の移行 連結子会社であるネザーランズ・カー・ビ		近畿三菱自動車販売(株)・山陰三菱自動車販売(株)・岡山三菱自動車販売(株)・広島中央三菱自動車販売(株)・新山口三菱自動車販売(株)・愛媛三菱自動車販売(株)・宮崎中長三菱自動車販売(株)・鹿児島中央三菱自動車販売(株)・鹿児島中央三菱自動車販売(株)・			
ー・ブイは同社従業員に対する年金について、企業内年金基金から外部年金基金へ移行することを決議した。 この結果、当連結会計年度において、外部年金基金への移行に対して必要な年金積立額約100億円を拠出する見込みである。		北海道三菱自動車部品販売(株)・東北三菱自動車部品販売(株)・北 関東三菱自動車部品販売(株)・信 関東三菱自動車部品販売(株)・関東 連結子 会社			
		当該合併に係る会計処理は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)に基づき、共通支配			

下の取引等として会計処理を行う予定である。

平成18年度中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		なお、北海道地区の乗用車販売連結子会社
		は、平成19年4月1日に北海道三菱自動車販
		売(株)を存続会社とする吸収合併方式で合併
		しており、北海道地区以外の乗用車販売連結
		子会社及び部品販売連結子会社は、平成19年
		7月1日に各々合併予定である。
		現在、北海道地区以外の乗用車販売連結子
		会社及び部品販売連結子会社において、希望
		退職の募集を行っており、今後退職金が発生
		する見込みである。

(2) 【その他】

該当事項はない。

2【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

			度中間会計期間 8年9月30日)		平成19年度中間会計期間末 (平成19年9月30日)			平成18年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(資産の部) I	※6 ※5,6 ※2,3,6	173, 177 1, 599 134, 682 180, 006 44, 373 44, 536 25, 795 △25, 209 43, 194 75, 436 44, 043 38, 748 201, 422 13, 867	578, 961	54. 5 19. 0 1. 3	244, 961 502 220, 084 164, 601 26, 176 51, 438 11, 666 △52, 204 40, 976 77, 165 43, 409 28, 532 190, 084 11, 917	667, 227	57. 9 16. 5 1. 1	219, 758 843 255, 577 159, 174 59, 265 55, 098 17, 059 △71, 776 42, 136 78, 016 43, 567 30, 651 194, 372 13, 065	695, 001	59. 6 16. 7 1. 1
3. 投資その他の資産 (1) 投資有価証券 (2) 関係会社株式 (3) 長期貸付金 (4) その他 貸倒引当金 投資その他の資産合計 固定資産合計 資産合計	※ 2	43, 594 176, 299 913 54, 418 △7, 288 267, 937	483, 226 1, 062, 188	25. 2 45. 5 100. 0	54, 043 187, 938 754 45, 550 △5, 711 282, 575	484, 577 1, 151, 805	24. 5 42. 1	43, 296 181, 737 827 44, 429 △6, 514 263, 776	471, 214 1, 166, 216	22. 6 40. 4 100. 0
(負債の部) I 流動負債 1.支掛金 3.短期借金 4.未払法人税等 6.繰取品の負債債 7.製品の負債債 (%6 %6 %2 %6 %2	18, 249 261, 348 124, 658 66, 176 615 — 22, 404 64, 804 27, 600 81, 145 12, 554 83, 219 696 66, 898 28, 711	558, 257 300, 825 859, 083	52. 6 28. 3 80. 9	24, 036 390, 968 147, 860 69, 487 832 997 26, 415 51, 894 25, 600 45, 988 17, 841 85, 613 696 29, 206 11, 080	712, 492 216, 025 928, 518	18. 7 80. 6	24, 671 365, 819 184, 880 70, 029 781 453 22, 933 51, 765 27, 600 63, 924 13, 491 84, 313 696 23, 303 23, 019	721, 334 236, 349 957, 683	61. 8 20. 3 82. 1

		平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日)			平成19年度中間会計期間末 (平成19年9月30日)			平成18年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(純資産の部) I 株主資本 1.資本金 2.資本和余金 (1)資本利金金 (1)資本利金合計 3.利益利余金 (1)その他利益利余金 利益共会金 利益共会金 利益共会金 利益共会会 北共会員差額等 II 評価・換算価 差額金 2.繰価・換有価 差額金 2.繰価・換算計 純資産合計		433, 189 △893, 366	657, 342 433, 189 △893, 366 △13 197, 152 8, 483 △2, 530 5, 953 203, 105 1, 062, 188	40.7 $\triangle 84.1$ $\triangle 0.0$ 18.5 0.8 $\triangle 0.2$ 0.6 19.1	433, 190 △884, 497	657, 343 433, 190 △884, 497 △13 206, 021 16, 314 950 17, 265 223, 286 1, 151, 805	37.6 $\triangle 76.8$ $\triangle 0.0$ 17.9 1.4 0.1 1.5 19.4	433, 189 △892, 016	657, 342 $433, 189$	37.1 $\triangle 76.5$ $\triangle 0.0$ 17.0 0.9 0.0 0.9 17.9

②【中間損益計算書】

		平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			平成18年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	頁(百万円)	
I 売上高			584, 521	100.0		878, 541	100.0		1, 457, 016	100.0
Ⅱ 売上原価			526, 976	90. 2		796, 707	90.7		1, 314, 501	90. 2
売上総利益			57, 545	9.8		81, 833	9.3		142, 515	9.8
Ⅲ 販売費及び一般管理 費			77, 951	13. 3		76, 020	8.6		154, 655	10.6
営業利益 又は営業損失 (△)			△20, 405	△3.5		5, 813	0.7		△12, 140	△0.8
IV 営業外収益										
1. 受取利息		3, 865			3, 750			6, 951		
2. 受取配当金		3,650			5, 374			7, 078		
3. その他		68	7, 584	1. 3	94	9, 219	1.0	408	14, 438	1.0
V 営業外費用										
1. 支払利息		5, 101			7, 022			10, 793		
2. 外国為替差損		_			6, 575			6, 221		
3. その他	※ 2	3, 751	8, 852	1.5	3, 056	16, 654	1.9	6,008	23, 023	1.6
経常損失 (△)			△21, 674	△3.7		△1,621	△0.2		△20, 725	△1.4
VI 特別利益	※ 3		8, 855	1.5		19, 370	2. 2		23, 070	1.6
VII 特別損失	※ 4, 5		13, 477	2. 3		9, 455	1. 1		28, 070	2.0
税引前中間(当期) 純利益 又は純損失(△)			△26, 296	△4. 5		8, 293	0.9		△25, 724	△1.8
法人税、住民税及 び事業税		△405			774			△1, 183		
法人税等調整額		_	△405	△0.1	_	774	0.0	_	△1, 183	△0.1
中間(当期)純利益 又は純損失(△)			△25, 891	△4. 4		7, 518	0.9		△24, 541	△1.7

③【中間株主資本等変動計算書】

平成18年度中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

17%10 1 及 1 的 五 的 列 的 (日								
		資本剰	制余金	利益剰	利余金			
	資本金	資本	資本 剰余金	その他 利益 剰余金	利益	自己株式	株主 資本 合計	
		準備金	準備金 剰余金 合計 繰越 利益 剰余金		合計		디티	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	657, 336	433, 184	433, 184	△867, 475	△867, 475	△12	223, 033	
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	5	5	5				11	
中間純損失				△25, 891	△25, 891		△25, 891	
自己株式の取得						△0	△0	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	5	5	5	△25, 891	△25, 891	△0	△25, 880	
平成18年9月30日 残高 (百万円)	657, 342	433, 189	433, 189	△893, 366	△893, 366	△13	197, 152	

	評	価・換算差額	等	
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	8, 719	_	8, 719	231, 752
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				11
中間純損失				△25, 891
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△235	△2, 530	△2, 766	△2, 766
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△235	△2, 530	△2, 766	△28, 647
平成18年9月30日 残高 (百万円)	8, 483	△2, 530	5, 953	203, 105

平成19年度中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

		資本剰	則余金	利益剰余金			
	資本金	資本	資本	その他 利益 剰余金	利益	自己株式	株主 資本 合計
		算件 剰余金 準備金 合計 利益 剰余金		合計		百百	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	657, 342	433, 189	433, 189	△892, 016	△892, 016	△13	198, 501
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	0	0	0				1
中間純利益				7, 518	7, 518		7, 518
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	0	0	0	7, 518	7, 518	△0	7, 519
平成19年9月30日 残高 (百万円)	657, 343	433, 190	433, 190	△884, 497	△884, 497	△13	206, 021

	評	評価・換算差額等						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計				
平成19年3月31日 残高 (百万円)	9, 871	159	10, 031	208, 533				
中間会計期間中の変動額								
新株の発行				1				
中間純利益				7, 518				
自己株式の取得				△0				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	6, 443	790	7, 233	7, 233				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	6, 443	790	7, 233	14, 753				
平成19年9月30日 残高 (百万円)	16, 314	950	17, 265	223, 286				

平成18年度の株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

				株主資本			
		資本剰余金		利益類	制余金		
	資本金	資本	資本 剰余金	その他 利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本
		準備金	合計	繰越 利益 剰余金	合計		合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	657, 336	433, 184	433, 184	△867, 475	△867, 475	△12	223, 033
事業年度中の変動額							
新株の発行	5	5	5				11
当期純損失				△24, 541	△24, 541		△24, 541
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当年度 中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計 (百万円)	5	5	5	△24, 541	△24, 541	△0	△24, 531
平成19年3月31日 残高 (百万円)	657, 342	433, 189	433, 189	△892, 016	△892, 016	△13	198, 501

	評価・換算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	8, 719	_	8, 719	231, 752
事業年度中の変動額				
新株の発行				11
当期純損失				△24, 541
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当年度 中の変動額(純額)	1, 152	159	1, 311	1, 311
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1, 152	159	1, 311	△23, 219
平成19年3月31日 残高 (百万円)	9, 871	159	10, 031	208, 533

当社は、平成15年度213,097百万円、平成16 年度526,225百万円及び平成17年度128,152百 万円の当期純損失を計上し、また当中間会計 期間においても25,891百万円の中間純損失を 計上した。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

そこで当社は、当該状況を解消するとともに 経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」

(平成16年度~平成18年度) を平成16年5月 に策定した。

また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月にI聖城なきコストカット、Ⅱお客様の信頼回復、Ⅲ徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した

以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社に対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社の業績回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。

この状況を打開し、当社が再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。

平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社は、当中間会計期間において7,518百万円の中間純利益を計上したが、平成15年度213,097百万円、平成16年度526,225百万円、平成17年度128,152百万円及び平成18年度24,541百万円の当期純損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

そこで当社は、当該状況を解消するとともに 経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」

(平成16年度~平成18年度)を平成16年5月に策定し、また、平成16年6月にI聖域なきコストカット、IIお客様の信頼回復、III徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。

しかしながら、過去のリコール問題への対応 の不備は当社に対する信頼回復の遅れを招 き、その影響から販売台数の低迷が顕著とな った。これは、過去から潜在的に抱えていた 生産能力の過剰という問題をも顕在化させる こととなった。また、当社の業績回復の遅れ と財務健全性に対する懸念が高まり、再生の ために確保していた資金を有利子負債等の返 済に充当せざるを得ない状況となった。

この状況を打開し、当社が再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、平成15年度213,097百万円、平成16年度526,225百万円及び平成17年度128,152百万円の当期純損失を計上し、また当年度においても24,541百万円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。

そこで当社は、当該状況を解消するとともに 経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」

(平成16年度~平成18年度) を平成16年5月に策定し、また、平成16年6月に I 聖域なきコストカット、Ⅱ お客様の信頼回復、Ⅲ 徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。

しかしながら、過去のリコール問題への対応 の不備は当社に対する信頼回復の遅れを招 き、その影響から販売台数の低迷が顕著とな った。これは、過去から潜在的に抱えていた 生産能力の過剰という問題をも顕在化させる こととなった。また、当社の業績回復の遅れ と財務健全性に対する懸念が高まり、再生の ために確保していた資金を有利子負債等の返 済に充当せざるを得ない状況となった。

この状況を打開し、当社が再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。

この計画の主要項目及び当中間会計期間の進捗状況は次の通りである。

1. 企業風土改革への取り組み

信頼回復と企業風土改革は、当社が再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を継続的に実施している。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。

なお、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。当中間会計期間も改善施策を継続的に実施し、実施状況については3ヶ月に一度国土交通省に報告している。

- 2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント 及び追加課題
- ◆お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第 一の実践

商品の徹底的な信頼性の向上

◆事業戦略

下振れリスクを織り込んだ事業計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化

- ◆資本・資金の増強
- 財務体質の強化と再生資金の確保
- ◆経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築
- ◆コンプライアンスの実践と浸透[追加課題]
- ◆販売・売上計画を必達するための日本・北 米をはじめとした世界各地域での更なる営 業力の強化
- ◆販売・製造・開発など全ての分野における 徹底したコスト削減策の実施
- ◆グローバル生産体制の適正化
- ◆内部統制システムに基づくガバナンスの強化 化
- 3. 必達目標
- ◆平成18年度での黒字化(連結当期純利 益:80億円)
- ◆平成19年度での黒字体質定着化(連結当期 純利益:410億円)
- 4. 事業戦略
- (1) 販売台数計画

「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。

平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

この計画の主要項目及び当中間会計期間の進 排状況は次の通りである。

1. 企業風土改革への取り組み

信頼回復と企業風土改革は、当社が再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR 推進本部が中心となりコンプライアンス施策 を継続的に実施している。社外有識者で構成 される企業倫理委員会からも、社外の目で継 続的に指導・助言をいただいている。

なお、平成17年3月に発表した過去のリコール問題に対する再発防止のための改善施策については、継続的に実施している。

- 2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント 及び追加課題
- ◆お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第 一の宝珠

商品の徹底的な信頼性の向上

◆事業戦略

下振れリスクを織り込んだ事業計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化

- ◆資本・資金の増強
- 財務体質の強化と再生資金の確保
- ◆経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築
- ◆コンプライアンスの実践と浸透 「追加課題】
- ◆販売・売上計画を必達するための日本・北 米をはじめとした世界各地域での更なる営 業力の強化
- ◆販売・製造・開発など全ての分野における 徹底したコスト削減策の実施
- ◆グローバル生産体制の適正化
- ◆内部統制システムに基づくガバナンスの強 ル
- ◆国内事業黒字化の早期達成
- ◆BRICsを中心とした新興市場への販売 拡大
- ◆環境対応技術の開発推進
- 3. 必達目標
- ◆平成19年度での黒字体質定着化に向けて、 経営諸施策の実行に取り組む。
- 4. 事業戦略
- (1) 販売台数計画

「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、平成19年度時点で平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させる予定であったが、国内やアセアン等の総需要低迷を反映し、期初計画時に目標レベルを132万台とした。しかし、その後の販売状況等を反映し、目標台数を136万台に上方修正した。

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

この計画の主要項目及び当年度の進捗状況は次の通りである。

1. 企業風土改革への取り組み

信頼回復と企業風土改革は、当社が再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を継続的に実施している。社外有職者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。

なお、平成17年3月に発表した過去のリコール問題に対する再発防止のための改善施策については、継続的に実施している。

- 2. 「三菱自動車再生計画」の重点ポイント 及び追加課題
- ◆お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第 一の実践

商品の徹底的な信頼性の向上

◆事業戦略

下振れリスクを織り込んだ事業計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化

- ◆資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保
- ◆経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築
- ◆コンプライアンスの実践と浸透 「平成18年度の追加課題〕
- ◆販売・売上計画を必達するための日本・北 米をはじめとした世界各地域での更なる営 業力の強化
- ◆販売・製造・開発など全ての分野における 徹底したコスト削減策の実施
- ◆グローバル生産体制の適正化
- ◆内部統制システムに基づくガバナンスの強 化

[平成19年度の追加課題]

- ◆国内販売ネットワークの広域統合と営業力 強化による国内事業黒字化の早期達成
- ◆BRICsを中心とした新興市場への販売 拡大
- ◆環境対応技術の開発推進
- 3. 必達目標
- ◆平成18年度での黒字化は達成した。
- ◆平成19年度での黒字体質定着化に向けて、 経営諸施策の実行に取り組む。
- 4. 事業戦略
- (1) 販売台数計画

「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。当初計画では平成19年度時点で平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させる予定であったが、国内やアセアン等の総需要低迷を反映し、目標レベルを132万台に修正した。

平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(2) 商品戦略

①モータースポーツの位置付け

当社はモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティDNA」「SUVDNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。

②車種展開のさらなる効率化

台数規模の小さい地域専用車種を削減 し、競争力の高いグローバル車種に経営 資源を集中することで、開発・生産の効 率化を図る。

③新車投入計画

平成17年度以降、各地域での新車投入数を大幅に増加させており、今後も全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。

(3) 提携戦略

事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的事業提携の可能性を追求していく。具体的には、平成18年6月に、三菱重工業株式会社と欧州輸出車向け次世代ディーゼルエンジンの共同開発について合意し、また平成18年8月に日産自動車株式会社への軽乗用車のOEM供給を継続する契約を締結した。

引続き、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについて検討していく。

(4) 地域戦略

①日本

販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、保有ユーザーに対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、アフターマーケット事業を強化するため、マーケット情報から企画・開発・販売までを一体化した子会社を平成18年7月に発足させた。商品企画から販売までのリードタイムを短縮し、マーケットニーズに対応した商品投入を推進する。

②北米

北米市場において利益を出す体制を確立 するため、米国子会社に当社の常務取締 役を社長兼CEOとして派遣し、当社と 同社がより緊密に連携を取り、機動的な 対応が可能となるよう経営体制の強化を 図った。

北米事業の問題の発端となった販売金融 事業については、メリルリンチへの保有 金融資産の部分売却によりリスク低減を 図るとともに、同社と共同出資により設立した新会社でお客様に競争力のある魅 力的な金融商品を提供していく。

(2) 商品戦略

①モータースポーツの位置付け

当社はモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティDNA」「SUVDNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。

②車種展開のさらなる効率化

台数規模の小さい地域専用車種を削減 し、競争力の高いグローバル車種に経営 資源を集中することで、開発・生産の効 率化を図る。

③新車投入計画

平成17年度以降、各地域での新車投入数を大幅に増加させており、今後も全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。

(3) 提携戦略

事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的事業提携の可能性を追求していく。具体的には、日産自動車株式会社とはOEM供給車種を拡大することで合意し、また、株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション、三菱商事株式会社とともに、高性能なリチウムイオン電池を製造する合弁会社の設立を決定した。

引続き、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについて検討していく。

(4) 地域戦略

①日本

当中間会計期間に、国内販売ネットワークの再構築を加速し、国内乗用車販売連結子会社を広域統合した。これにより、「ネットワーク効率化」、「店舗営業力強化」、「ガバナンス強化」を基本方針として推進し、業界トップレベルのお客様満足度の達成及び利益率向上を図り、国内事業黒字化の早期達成を目指す。

②北米

北米市場において利益を出す体制を確立 するため、米国子会社に当社の常務取締 役を社長兼CEOとして派遣し、当社と 同社がより緊密に連携を取り、機動的な 対応が可能となるよう経営体制の強化を 図った。

(2) 商品戦略

①モータースポーツの位置付け

当社はモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティ DNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。

②車種展開のさらなる効率化

台数規模の小さい地域専用車種を削減し、 競争力の高いグローバル車種に経営資源を 集中することで、開発・生産の効率化を図 る。

③新車投入計画

平成17年度以降、各地域での新車投入数を 大幅に増加させており、今後も全ての地域 において積極的な新車投入を行うことで、 収益機会を拡大する。

(3) 提携戦略

事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的事業提携の可能性を追求していく。具体的には、三菱重工業株式会社との次世代ディーゼルエンジンの共同開発合意や、PSAプジョー・シトロエン社との間で同社よりディーゼルエンジンの供給を受ける契約を締結し、また、日産自動車株式会社とは平成19年4月にOEM供給車種を拡大することで合意した。

引続き、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについて検討していく。

(4) 地域戦略

①日本

「三菱自動車再生計画」の柱の一つである 国内販売ネットワークの再構築を加速し、 連結販売会社、部品販売会社を平成19年度 中に広域統合することとした。「ネットワ ーク効率化」、「店舗営業力強化」、「ガ バナンス強化」を基本方針として推進し、 業界トップレベルのお客様満足度達成及び 利益率向上を図り、国内事業黒字化の早期 達成を目指す。

②北米

北米市場において利益を出す体制を確立するため、米国子会社に当社の常務取締役を 社長兼CEOとして派遣し、当社と同社が より緊密に連携を取り、機動的な対応が可 能となるよう経営体制の強化を図った。

平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

③欧州

事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップ の強化を軸に販売促進を図るとともに、 経営体制、販売体制の強化を推進する。 ④中国

重点市場の位置付けのもと、現地で強固 な三菱ブランドを積極的に活用し、事業 基盤を拡大していく。

その具体策として、平成18年9月に中国の東南(福建)汽車工業有限公司への出資が完了した。これにより、中国におけるブランド戦略の強化、モデルラインの拡充を図る。

また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。

⑤その他

アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。

(5) コスト削減

①人員計画

組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進していく。

②資材費低減

販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル(平成15年度実績比)の低減を目指す。

5. 企業理念と目指す方向

平成17年1月の「三菱自動車再生計画」発表とともに、当社の企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る歓びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした。

また、新しい企業コミュニケーションワード として『クルマづくりの原点へ。』を社内公 募の中から選定し、平成17年9月から使用し ている。

③欧州

事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップ の強化を軸に販売促進を図るとともに、 経営体制、販売体制の強化を推進する。 ④中国

重点市場の位置付けのもと、現地で強固 な三菱ブランドを積極的に活用し、事業 基盤を拡大していく。

また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。

⑤その他

アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。

(5) コスト削減

①人員計画

組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進していく。

②資材費低減

当初想定していた以上に原材料価格は高騰しているが、今後も更なる低減に向けて取り組んでいく。

5. 企業理念と目指す方向

平成17年1月の「三菱自動車再生計画」発表 とともに、当社の企業理念は「大切なお客様 と社会のために、走る歓びと確かな安心を、 こだわりをもって、提供し続けます。」とし た

また、新しい企業コミュニケーションワード として『クルマづくりの原点へ。』を社内公 募の中から選定し、平成17年9月から使用し ている。

③欧州

事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強 化を軸に販売促進を図るとともに、経営体 制、販売体制の強化を推進する。

④中国

重点市場の位置付けのもと、現地で強固な 三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤 を拡大していく。

その具体策として、平成18年9月に中国の 東南(福建)汽車工業有限公司への出資が 完了した。これにより、中国におけるブラ ンド戦略の強化、モデルラインの拡充を図 る。

また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。

⑤その他

アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの 事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにある タイでの生産能力増強を図っていく。

(5) コスト削減

①人員計画

組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。 今後もより一層の業務効率化を推進していく。

②資材費低減

当初想定していた以上に原材料価格は高騰 しているが、今後も更なる低減に向けて取 り組んでいく。

5. 企業理念と目指す方向

平成17年1月の「三菱自動車再生計画」発表とともに、当社の企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る歓びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます。」とした

また、新しい企業コミュニケーションワード として『クルマづくりの原点へ。』を社内公 募の中から選定し、平成17年9月から使用し ている。

6. 損益目標

以上の全ての施策に鋭意取り組んだ結果、平成17年度については、「三菱自動車再生計画」にて掲げた目標に対して1年前倒しで連結営業利益の黒字化を達成することができた。平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。

7. 支援体制:資本・資金の増強

(1) 資本増強策

三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。

三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社持株比率は、平成18年9月30日現在で約34%である。また、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社持株比率は15%超となったため、当社は平成17年度下期から、同社の持分法適用会社となった。

(2) 借入等の計画

平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」では、総額2,400億円の新規借入を計画したが、これまでの連結キャッシュ・フロー実績が計画比上振れていることから、800億円弱の調達で済んでいる。今後の調達については、年度毎の資金繰り見通しを睨みながら、「三菱自動車再生計画」達成に必要な資金を調達していく予定である。

平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

6. 損益目標

以上の全ての施策に鋭意取り組んだ結果、平成17年度については、「三菱自動車再生計画」にて掲げた目標に対して1年前倒しで連結営業利益の黒字化を達成することができた。平成18年度には87億円の連結当期純利益を計上し、必達目標であった連結当期純利益の黒字化を達成した。平成19年度は再生計画で掲げた「黒字体質の定着化」に向けて、経営諸施策の実行に取り組んでいく。

7. 支援体制:資本・資金の増強

(1) 資本増強策

三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。

三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社持株比率は、平成19年9月30日現在で約34%である。また、当社は平成17年度下期から、三菱重工業株式会社の持分法適用会社となった。

(2) 借入等の計画

平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」での総額2,400億円の新規借入計画に対して、平成17年度までに800億円弱を調達し、平成18年度ではシンジケーション方式の中期タームローン560億円等により、総額で800億円弱を調達した。平成19年度については、今後の資金繰り見通しを睨みながら、平成19年度末に向けて必要な資金を調達していく予定である。

平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

6. 損益目標

以上の全ての施策に鋭意取り組んだ結果、平成17年度については、「三菱自動車再生計画」にて掲げた目標に対して1年前倒しで連結営業利益の黒字化を達成することができた。平成18年度には87億円の連結当期純利益を計上し、必達目標であった連結当期純利益の黒字化を達成した。平成19年度は再生計画で掲げた「黒字体質の定着化」に向けて、経営諸施策の実行に取り組んでいく。

7. 支援体制:資本・資金の増強

(1) 資本増強策

三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、「三菱自動車再生計画」に基づき平成16年度中に総額2,842億円の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。また、平成18年1月には、300億円の優先株式発行による第三者割当増資を実施した。

三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社持株比率は、平成19年3月31日現在で約34%である。また、当社は平成17年度下期から、三菱重工業株式会社の持分法適用会社となった。

(2) 借入等の計画

平成17年1月に策定した「三菱自動車再生計画」での総額2,400億円の新規借入計画に対して、平成17年度までに800億円弱を調達し、平成18年度ではシンジケーション方式の中期タームローン560億円等により、総額で800億円弱を調達した。平成19年度については、今後の資金繰り見通しを睨みながら、必要な資金を調達していく予定である。

平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) 平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(3) 資金使涂

これらの資本増強・資金調達策により得る資金は、当社が「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。

また、当社は平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。

当中間連結会計期間の業績は、営業損益、経常損益、中間純損益の全項目において、平成18年4月27日の平成17年度決算発表時に公表した当中間連結会計期間の連結業績予想を上回る結果となった。

当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社(三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行)の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。

従って、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の 影響を中間財務諸表には反映していない。

(3) 資金使涂

これらの資本増強・資金調達策により得る資金は、当社が「三菱自動車再生計画」を実行するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。

また、当社は平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。

当中間連結会計期間の業績は、5年振りに営業利益、経常利益の黒字化を達成し、当社グループは「三菱自動車再生計画」を着実に実行している。

当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社(三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行)の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。

従って、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の 影響を中間財務諸表には反映していない。

(3) 資金使涂

これらの資本増強・資金調達策により得る資金は、当社が「三菱自動車再生計画」を実行するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。

また、当社は平成17年4月に「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を新たに設置した。同委員会は社外有識者並びに三菱グループ主要株主より構成され、「三菱自動車再生計画」の進捗をフォロー頂き、必要な助言を頂いている。

当連結会計年度の業績は、営業利益、経常利益、当期純利益の全てにおいて黒字化を達成することができた。

当社グループは、国内外におけるすべての当社グループ事業並びに財務の両面にわたる再建を確実にするため、三菱グループ3社(三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行)の協力を得ながら策定し、平成17年1月に公表した「三菱自動車再生計画」をすべての役員及び従業員が力を合わせ全力で実行していく所存である。

従って、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価	(1) 有価証券	(1) 有価証券	(1) 有価証券
方法	①子会社株式及び関連会社株式	①子会社株式及び関連会社株式	①子会社株式及び関連会社株式
	…移動平均法による原価	…同 左	…同 左
	法。		
	②その他有価証券	②その他有価証券	②その他有価証券
	時価のあるもの	時価のあるもの	時価のあるもの
	…中間期末日の市場価格	…同 左	…期末日の市場価格等に
	等に基づく時価法(評		基づく時価法(評価差
	価差額は全部純資産直		額は全部純資産直入法
	入法により処理し、売		により処理し、売却原
	却原価は移動平均法に		価は移動平均法により
	より算定)。		算定している)。
	時価のないもの	時価のないもの	時価のないもの
	…移動平均法による原価	…同 左	…同 左
	法。		
	(2) デリバティブ	(2) デリバティブ	(2) デリバティブ
	…時価法(特例処理した金	…同 左	…同 左
	利スワップを除く)。		
	(3) たな卸資産	(3) たな卸資産	(3) たな卸資産
	 製品 	 製品 	 製品
	先入先出法による原価法。	同 左	同 左
	ただし、補給用部品・用品		
	は移動平均法による原価法		
	を、また、個別生産品及び購		
	入車両(OEM車両・輸入		
	車)は個別法による原価法を		
	採用している。		
	② 原材料	② 原材料	② 原材料
	総平均法による原価法。	同 左	同 左
	③ 仕掛品	③ 仕掛品	③ 仕掛品
	先入先出法による原価法。	同 左	同 左
	ただし、個別生産品につい		
	ては個別法による原価法を採		
	用している。		
	④ 貯蔵品	④ 貯蔵品	④ 貯蔵品
	最終仕入原価法による原価	同左	同 左
	法。(工具等期末未使用残品		
	の掬い上げ)		

	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4 月1日以降に取得した建物(附 属設備を除く)については定額 法)を採用している。 なお、耐用年数については、 見積耐用年数を使用しており、 主な耐用年数は以下のとおりで ある。 建物及び構築物 3年~60年 機械装置及び車両運搬具 3年~17年	(1) 有形固定資産 同 左	(1) 有形固定資産 同 左
	工具器具備品 2年~20年 (追加情報) 従来、有形固定資産の耐用年数 は法人税法に規定する基準と同一の基準再生計画」に基本のよび、「三 菱集新化、がの削減・共通化との事動的化、がの削減・共通化との事業境ので変化が見込まれる等の事もられて、で変化の事もられて、管理をで変化に伴いを対した。 な型にが明しいことが明らかにないた。 でのではが明らかにないのでは、では、一年のでは、では、一年のでは、では、ことが明らいたのでは、といいでは、では、このため、当中間である。 このため、当中間である。 このため、当中間である見積耐にといいたのでは、では、当中では、は、では、は、では、は、では、は、に、は、に、は、は、は、は、は、は、は、		(追加情報) 従来、有形固定資産の耐用年数 は法人税法に規定する基準と同 一の基準によっていたが、「三 菱自動車再生計画」に基づく生 産集約化、プラットフォーム(車 台)数の削減・共通化により生産 の安定化が見込まれる等の積 の安定化が見込まれる等積 利る耐用年数を検討した金型及 び購入品金型について、企工 が購入いたが明らかになった後の 使用の大め、当年度かある見積耐 用年数を採用することとした。 このため、当年度である見積耐 用年数を採用することとした。 この結果、従来の方法に損失、 で場合に比較して、営業損失人 が7,297百万円それぞれ減少して いる。
	が2,456百万円それぞれ減少している。 (少額減価償却資産) 取得価額が10万円以上20万円 未満の資産については、3年均 等償却を採用している。 (2)無形固定資産 定額法を採用している。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額	(少額減価償却資産) 同 左 (2)無形固定資産 同 左	(少額減価償却資産) 同 左 (2) 無形固定資産 同 左

	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	売上債権、貸付金等の貸倒損 失に備えるため、一般債権につ いては貸倒実績率、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別 に回収可能性を検討し、回収不 能見込額を計上している。	同左	问 左
	(2) 製品保証引当金 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、 保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。	(2) 製品保証引当金 同 左	(2) 製品保証引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生している。 会計基準変更時差異については退職給付に係る会計基準の適用初年度(平成12年度)において全額費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により要用とでいる。
	用処理することとしている。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備 えるため、退職慰労金内規に基 づき、当中間期末要支給額を計 上していたが、平成18年7月開 催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止及び引当金 の一部取崩を決議した。制度廃 止以降、新規繰入は行っておらず、当中間会計期間末における 役員退職慰労引当金残高は当該 決議以前に対応する支給予定額 である。	(4) 役員退職慰労引当金 同 左	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備 えるため、退職慰労金内規に基 づき、当年度末要支給額を計上 していたが、平成18年7月開催 の取締役会において、役員退職 慰労金制度の廃止及び引当金の 一部取崩を決議した。制度廃止 以降、新規繰入は行っておら ず、当年度末における役員退職 慰労引当金残高は当該決議以前 に対応する支給予定額である。
	(5) 保証債務引当金 保証債務等の履行による損失 の発生に備えるため、合理的な 見積額を計上している。	(5) 保証債務引当金 同 左	(4) 保証債務引当金 同 左

	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 外貨建の資産又は負債の	外貨建金銭債権債務は、中間決	同 左	外貨建金銭債権債務は、期末
本邦通貨への換算基準	算日の直物為替相場により円貨に		日の直物為替相場により円貨に
	換算し、換算差額は損益として処		換算し、換算差額は損益として
	理している。		処理している。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移	同左	同 左
	転すると認められるもの以外のフ		
	ァイナンス・リース取引について		
	は、通常の賃貸借取引に係る方法		
	に準じた会計処理によっている。		
6. ヘッジ会計の方法	① ヘッジ会計の方法	① ヘッジ会計の方法	① ヘッジ会計の方法
	原則として繰延ヘッジ処理に	同左	同左
	よっている。なお特例処理の要		
	件を満たしている金利スワップ		
	については特例処理によってい		
	る。		
	② ヘッジ手段とヘッジ対象	② ヘッジ手段とヘッジ対象	② ヘッジ手段とヘッジ対象
	当中間会計期間にヘッジ会計	同左	当年度にヘッジ会計を適用し
	を適用したヘッジ手段とヘッジ		たヘッジ手段とヘッジ対象は以
	対象は以下の通りである。		下のとおりである。
	a. ヘッジ手段	同左	同左
	…為替予約		
	ヘッジ対象		
	…製品輸出による外貨建		
	売上債権(予定取引に		
	係るもの)		
	b. ヘッジ手段	同 左	同左
	…金利スワップ		
	ヘッジ対象		
	…借入金利息		
	c. ヘッジ手段	同左	同左
	…金利スワップ		
	ヘッジ対象		
	…社債利息		
	③ ヘッジ方針	③ ヘッジ方針	③ ヘッジ方針
	通常の営業取引により発生す	同左	同左
	る外貨建金銭債権債務に係る将		
	来の為替相場の変動によるリス		
	クを回避するため、また借入金		
	等に係わる金利変動リスクの回		
	避のためにヘッジを行ってい		
	る。		

	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	④ ヘッジ有効性評価の方法	④ ヘッジ有効性評価の方法	④ ヘッジ有効性評価の方法
	為替予約についてはキャッシ	同 左	同 左
	ュ・フローを完全に固定するも		
	のである。		
	なお、特例処理による金利スワ		
	ップについては、その要件を満		
	たしていることについての確認		
	をもって有効性の判定にかえて		
	いる。		
7. その他中間財務諸表(財	(1) 消費税等の会計処理	(1) 消費税等の会計処理	(1) 消費税等の会計処理
務諸表)作成のための基	消費税及び地方消費税の会計処	同左	同 左
本となる重要な事項	理は、税抜方式によっている。		
	(2) 連結納税制度の適用	(2) 連結納税制度の適用	(2) 連結納税制度の適用
	連結納税制度を適用している。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は205,635百万円である。なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。		(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は208,373百万円である。なお、当年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成している。

表示方法の変更

平成18年度中間会計期間	平成19年度中間会計期間
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)
	中間損益計算書において、「外国為替差損」は前中間会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示していたが、重要性が高くなったため区分掲記した。 なお、前中間会計期間の「外国為替差損」は268百万円である。



注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償 却累計額 ※2. 担保に供している資産 担					平成18年度末 (平成19年3月31日)		
		635,054百万円		634, 354百万円		633, 548百万円	
ACE INTO C. UXE	担保に供している資産は下記のと			る資産は下記のと	担保に供している資産は下記のと		
	おりである。		おりである。	7 -1 1	おりである。		
	k島工場財団(注	·	水島工場財団(水島工場財団(注1)		
	B 物	8, 195百万円 1, 130百万円	建物	7,735百万円	建物	7,978百万円	
	構築物 幾械装置	, , , , , , , ,	構築物 機械装置	1,121百万円	構築物 機械装置	1,148百万円	
	z (城 表 巨 二 地	40,200百万円 2,008百万円		39,470百万円 1,440百万円	工具器具備品	41,347百万円 1,771百万円	
	- ^地 計	51,535百万円	土地	2,008百万円	土共命共帰印土地	2,008百万円	
	ĒΙ	51, 555日刀円	<u></u> 計	51,776百万円	<u> </u>	54,255百万円	
i i	岡崎工場財団		岡崎工場財団		岡崎工場財団		
	基物	10,863百万円	建物	10,541百万円	建物	10,638百万円	
棒		1,236百万円	構築物	1,104百万円	構築物	1,116百万円	
模	後械装置	5,897百万円	機械装置	4,904百万円	機械装置	5,438百万円	
±	二地	985百万円	工具器具備品	278百万円	工具器具備品	297百万円	
-	計	18,984百万円	土地	985百万円	土地	985百万円	
			計	17,815百万円	計	18,476百万円	
万	京都工場財団		京都工場財団		京都工場財団		
角	基物	6,652百万円	建物	6,285百万円	建物	6,421百万円	
椎		474百万円	構築物	436百万円	構築物	449百万円	
楼	後械装置	11,974百万円	機械装置	10,902百万円	機械装置	11,440百万円	
<u>±</u>	二地	2,275百万円	工具器具備品	638百万円	工具器具備品	689百万円	
	計	21,376百万円	土地	2,235百万円	土地	2,235百万円	
			計	20,498百万円	計	21,235百万円	
淺	滋賀工場財団		滋賀工場財団		滋賀工場財団		
角	基物	2,896百万円	建物	2,761百万円	建物	2,828百万円	
棒		200百万円	構築物	201百万円	構築物	211百万円	
模	後械装置	9,518百万円	機械装置	16,078百万円	機械装置	15,031百万円	
<u>±</u>	:地	3,859百万円	土地	3,859百万円	土地	3,859百万円	
	計	16,474百万円	計	22,901百万円	計	21,930百万円	
Ž	その他		その他		その他		
9	基物	4,923百万円	建物	4,661百万円	建物	4,798百万円	
椎		4,310百万円	構築物	3,821百万円	構築物	4,014百万円	
<u>±</u>	:地	23,819百万円	土地	23,819百万円	土地	23,819百万円	
	計	33,053百万円	計	32,302百万円	計	32,632百万円	
 	尺収入金(注2)	888百万円	未収入金(注2)	898百万円	未収入金(注2)	864百万円	
书	设資有価証券(注3)	46百万円	投資有価証券(注3)	46百万円	投資有価証券(注3)	46百万円	
	合計	142,359百万円	合計	146,239百万円	合計	149,442百万円	
	!保が付されてい おりである。	いる債務は下記の	担保が付されて とおりである。	いる債務は下記の	担保が付されてい とおりである。	ハる債務は下記の	
£	長期借入金	76, 790百万円	長期借入金	41,799百万円	長期借入金	58,995百万円	
矣	豆期借入金	47,482百万円	短期借入金	35, 121百万円	短期借入金	55, 191百万円	
-	計	124,273百万円	計	76,921百万円	計	114, 187百万円	

	平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日)	平成19年度中間会計期間末 (平成19年9月30日)	平成18年度末 (平成19年3月31日)
	(注1)上記債務とは別に子会社であ	(注1)上記債務とは別に子会社であ	(注1)上記債務とは別に子会社であ
	るネザーランズ・カー・ビ	るネザーランズ・カー・ビ	るネザーランズ・カー・ビ
	ー・ブイのリース取引会社	ー・ブイのリース取引会社	ー・ブイのリース取引会社
	EQUUS Leasing B.V.の国際協	EQUUS Leasing B.V.の国際協	EQUUS Leasing B.V.の国際協
	力銀行からの債務のうち、	力銀行からの債務のうち、	力銀行からの債務のうち、
	13,584百万円に対して水島工	13,347百万円に対して水島工	13,567百万円に対して水島工
	場財団に抵当権を設定してい	場財団に抵当権を設定してい	場財団に抵当権を設定してい
	る。	る。	る。
	(注2)有限会社ムラタ・メディカル	(注2) 同左	(注2) 同左
	サービスとの間で締結した定		
	期建物賃貸借契約に基づく債		
	務に対して質権を設定してい		
	る。		
	(注3)水島エコワークス株式会社の	(注3) 同左	(注3) 同左
	借入金に対して担保を供して		
	いる。		
※3. 消費税等	仮払消費税等と預り消費税等は	同左	
	相殺処理のうえ、その差額を未収		
	消費税等とし、未収入金に含めて		
	表示している。		



	平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日)				平成19年度中間会計期間末 (平成19年9月30日)			平成18年度末 (平成19年3月31日)		
4. 保証債務等										
(1) 保証債務	被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容	被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容	被保証者	金額 (百万円)	被保証債 務の内容	
	ミツビシ・ モーグ・レジット・アメリブ・インク	25, 229	銀行借入金	ミツビシ・ モーズ・クレオ ット・アメリ ガ・インク	704	車両代決済	ミツビシ・ モーク・ナン ット・アメリ ガ・インク	11, 075	銀行借入金他	
	ミッビシ・ モーター ズ・ノー ス・アメリ カ・インク	70, 057	リース料 支払、銀 行借入金 他	ミツビシ・ モーター ズ・ノー ス・アメリ カ・インク	62, 306	リース料 支払、銀 行借入金 他	ミッピシ・ モーター ズ・アメリ ス・インク	65, 888	銀行借入金、リース料支払他	
	ミツビシ・ エー・オース・ ドラテ ツビシ・ ミツビシ・	4, 842	政府借入金、リース料支払	ミツビシ・ モータイラン ド)・カン パニー・ド ミテッド	36, 054	銀行借入金、社債	ミツビシ・ズンタイラカ・リパニーッド	35, 001	銀行借入金、社債	
	モータイラン・ ド)・ズン ド)・・・ド ドニー・ド	33, 700	銀行借入金、社債銀行借入	ミツビシ・ モーター ズ・オブ・ カリビア ン・インク	9, 308	銀行借入金他	ミツビシ・ モーター ズ・セール ス・オブ・ カリビア ン・インク	9, 201	銀行借入金他	
	その他15社	9, 348	金、リース料支払 他 「社員財 形住宅貸	他6社 従業員	3, 069	「社員財 形住宅貨 金」等に 係る銀行 借入金	他15社 従業員	3, 340	「社員財 形住宅等に 金」等に 係る銀行 借入金	
	従業員	3, 526	金」等に 係る銀行 借入金	計	111, 443	旧八亚	計	124, 506	旧八亚	
	計	146, 705								
(2) 保証債務に準ずる債務	対象者	金額(百万円)	対象債務 の内容	対象者	金額 (百万円)	対象債務 の内容	対象者	金額 (百万円)	対象債務 の内容	
	イーグル・ ウイング ス・インダ ストリー ズ・インク	3, 080	銀行借入金	イーグル・ ウイング ス・インダ ストリー ズ・インク	2, 149	銀行借入金	イーグル・ ウィング ス・インダ ストリー ズ・インク	2, 626	銀行借入金	
	計	3, 080		計	2, 149		計	2, 626		
※5. 売掛金債権流動化によ る譲渡残高		6, 3	390百万円		4, 5	500百万円		6, 6	514百万円	
※6. 期末日金融機関休日に よる影響	当中間期末日は金融機関が休日の ため、当中間期末残高には当中間 期末日が満期日または決済日の債 権・債務が含まれており、そのう		当中間期末日は金融機関が休日の ため、当中間期末残高には当中間 期末日が満期日または決済日の債 権・債務が含まれており、そのう		高には当中間 は決済日の債	め、当年度末残高には当年度末日		は当年度末日 の債権・債		
	ち主なものは次のとおりである。		ち主なもの	は次のとま	うりである 。	ものは次の	とおりであ	る。		
	受取手形	3	305百万円	受取手形	:	192百万円	受取手形	2	257百万円	
	売掛金	5, 4	426百万円	売掛金	5, 2	266百万円	売掛金	9, 3	396百万円	
	未収入金	2, 1	137百万円	未収入金	2	411百万円	未収入金	(620百万円	
	支払手形	3, 9	988百万円	支払手形	5, 5	306百万円	支払手形	5, 9	32百万円	
	買掛金	21, 6	643百万円	買掛金	29, 2	267百万円	買掛金	32, 2	283百万円	
	未払金	1,8	882百万円	未払金	2,	147百万円	未払金	4, 8	329百万円	

(中間損益計算書関係)

		平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日	平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日	平成18年度 (自 平成18年4月1日
		至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
1. 洞	成価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産 計	10,855百万円 1,993百万円 12,849百万円	11, 170百万円 2, 113百万円 13, 283百万円	23,389百万円 4,060百万円 27,450百万円
※ 2	その他の費用のうち主 なもの	訴訟費用 2,387百万円 外国法人税間接控除額 697百万円	訴訟費用 2,047百万円 外国税額控除損金処理 額 531百万円	訴訟費用 3,136百万円
※ 3	特別利益のうち主なもの	匿名組合清算益* 7,014百万円 役員退職慰労引当金等 取崩益** 1,639百万円	貸倒引当金戻入益 13,771百万円 匿名組合清算益* 4,636百万円	匿名組合清算益* 13,885百万円 関係会社株式売却益 4,730百万円
		*匿名組合清算益は平成13年12月 の当社所有土地の不動産流動化 に係る匿名組合事業が本年9月 に終了したことにより生じた出 資配当金等である。 **役員退職慰労引当金等取崩益 は、平成18年7月開催の取締役 会において引当金の一部取崩が 決議されたことによるものであ り、内訳は役員退職慰労引当金 取崩額662百万円、退職給付引当 金取崩額976百万円(執行役員分) である。	*匿名組合清算益は平成16年3月 の当社連結子会社所有土地の不 動産流動化に係る匿名組合事業 が本年9月に終了したことによ り生じた出資配当金等である。	*匿名組合清算益は平成13年12月 の当社所有土地の不動産流動化 に係る匿名組合事業及び、平成 14年3月の当社連結子会社所有 土地の不動産流動化に係る匿名 組合事業が当年度中に終了した ことにより生じた出資配当金等 である。
4	特別損失のうち主なもの	関係会社株式評価損 8,362百万円 保証債務引当金繰入額 3,692百万円 固定資産廃却損 759百万円	関係会社株式評価損 5,825百万円 PCB廃棄物処理費用 1,963百万円 固定資産廃却損 742百万円 *PCB(ポリ塩化ビフェニル) 廃棄 物処理費用は、「ポリ塩化ビフ ェニル廃棄物の適正な処理の推 進に関する特例措置法」により 平成28年7月までにPCB廃棄物を 処理することが義務付けられて おり、これに伴う処理費用であ る。	関係会社株式評価損 15,600百万円 保証債務引当金繰入額 5,244百万円 固定資産廃却損 2,117百万円

	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日	平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日	平成18年度 (自 平成18年4月1日
	至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
※5 減損損失	(1)減損損失を認識した資産グループの概要		
	場所 用途 種類 減損損失 (百万円)		
	潟市、北 土地、建 海道旭川 遊休資産 物、構築 306		
	市等 物計5件		
	(2)資産のグルーピングの方法 生産用資産は、車体生産工場単 位とし、賃貸用資産及び遊休資産		
	位とし、負責用負生及び延休負生 は個々の資産グループとして取り 扱っている。		
	(3)減損損失の認識に至った経緯 継続企業の前提に重要な疑義を		
	抱かせる事象又は状況が発生して いること及び市場価格が著しく下 落していること等により、遊休資		
	産の一部について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。		
	(4)回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、各資産グルー		
	プ単位に将来キャッシュ・フロー を割引率6%を使用して算出した使		
	用価値と、不動産鑑定評価基準に 基づく評価額、路線価による相続 税評価額等を用いて合理的に算出		
	した正味売却価額のいずれか高い 額としている。		
	(5)減損損失の金額 減損損失306百万円は特別損失 に計上しており、その主な内訳は		
	次のとおりである。		
	土地 208百万円 建物 96百万円		
	構築物 1百万円 計 306百万円		

(中間株主資本等変動計算書関係)

平成18年度中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

		平成17年度末 株式数 (千株)	平成18年度中間会計 期間増加株式数 (千株)	平成18年度中間会計 期間減少株式数 (千株)	平成18年度中間会計 期間末株式数 (千株)
普通株式	(注)	73	3	_	76
合	計	73	3	_	76

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

平成19年度中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

		平成18年度末 株式数 (千株)	平成19年度中間会計 期間増加株式数 (千株)	平成19年度中間会計 期間減少株式数 (千株)	平成19年度中間会計 期間末株式数 (千株)
普通株式	(注)	76	1	_	78
合	計	76	1	_	78

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

平成18年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

		平成17年度末 株式数 (千株)	平成18年度 増加株式数 (千株)	平成18年度 減少株式数 (千株)	平成18年度末 株式数 (千株)
普通株式	(注)	73	3	_	76
合	計	73	3	_	76

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

項目	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
1. 借主側 (1) リース物件の所有 権が借主に移転す ると認められるも の以外のファイナ	① リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間期末残 高相当額				1	減値失累	ース物件の 価償却累計 累計額相当 間当額	額相当額、	減損損	- 湯 失	① リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び期末残高相 当額		
ンス・リース取引	客客	取得価 額相当 額 百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	中間期 末残高 相当額 (百万円)			取得価 額相当 額 (百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	中間期 末残高 相当額 (百万円)		取得価額相当額(百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	期末残 高相当 額 (百万円)
	工具器具備品	25, 395	16, 261	9, 133	工具		25, 432	12, 838	12, 593	工具器具備品	90 314	14, 607	13, 707
	機械装置	1, 476	944	532	機械置	找装	2, 120	1, 192	927	機械装置	1, 783	1, 049	733
	ソフト ウェア	2, 163	1, 264	899	ソフウェ	- 1	2, 184	1, 695	488	ソフト ウェア	1 9 170	1, 468	711
	その他	384	250	134	その	他	364	236	128	その他	389	263	126
	合計	29, 419	18, 719	10, 699	合	計	30, 101	15, 963	14, 138	合計	32, 667	17, 388	15, 278
	当報等 未当報 1年 1年 合言 数 数 数 数 数 定 3	等 過リース 対 超 計 リース 料 額 の 取 崩額	料中間期末 5,872 i 8,450 i 14,323 i 、、減価質払 利当額及び	残高相 百万円 百万円 百万円 産減損 費相当	3	当未当11 支勘	圣 領 等 過 明 本 で 大 に の 大 に の 大 に の 大 に の 大 に の に に に に に に に に に に に に に	料中間期末 5,815 ₁ 12,889 ₁ 18,705 ₁ 、リース資 、減価償 相当額及ひ	一 残高相 百万円 百万円 百万円 産減損 間費相当	等 未 1 1 2 3 数 数	経過リース 年以内 年超 合計 払リース料 定の取崩額 [、支払利息	料期末残高 6,331 i 12,978 i 19,309 i 、リース資 、減価償 相当額及ひ	相当額 百万円 百万円 百万円 産減損 連費相当
	減価(支払利 ④ 減価(主と)	してリー	当額 2 額 額 当額の算定 ス期間を耐	3,518 2,626 237 :方法 :用年数	4	減信支払	ムリース料 西償却費相 公利息相当 西償却費相 同	3 当額 3 額	3, 746 3, 868 411	減支	払リース料 価償却費相 払利息相当 価償却費相 に	当額 6 額	7, 313 6, 479 586
	によって ⑤ 利息材 リース 得価額材 額とし、	ている。 相当額の ス料総額 相当額と 、各期へ	とリース物 の差額を利 の配分方法	件の取 息相当 につい	5	利息	息相当額の 同	算定方法]左		⑤ 利	息相当額の 同	算定方法 同左	
	(減損 リー)	損失につ	よっている いて) 配分された			(減	損損失につ	oいて)]左				について) 同左	
(2)オペレーティン グ・リース取引	失は ⁷ 未経過! 1年 1年 合言	リース料 内 超	1, 221 ī							1	過リース料 年以内 年超 合計	385 ī 385 ī	百万円 百万円 百万円
2. 貸主側 オペレーティン グ・リース取引	未経過! 1年 1年 1年 合言	超	442 ī 203 ī	百万円 百万円_ 百万円						1	過リース料 年以内 年超 合計	135 ī 135 ī	百万円 百万円 百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額	1株当たり純資産額
△43円61銭	△39円94銭	△42円62銭
1株当たり中間純損失金額	1株当たり中間純利益金額	1株当たり当期純損失金額
4円71銭	1円37銭	4円47銭
(注)潜在株式調整後1株当たり中	潜在株式調整後1株当たり中間純利	(注) 潜在株式調整後1株当たり当
間純利益金額については、潜	益金額	期純利益金額については、潜
在株式が存在するものの1株	0円83銭	在株式は存在するものの1株
当たり中間純損失であるため		当たり当期純損失であるため
記載していない。		記載していない。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益(純損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

は、以下のとわりである。			
	平成18年度中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成19年度中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益(純損			
失)金額			
中間(当期)純利益(純損失△)(百万			
円)	△25, 891	7, 518	△24, 541
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	_	
普通株式に係る中間(当期)純利益	A 0F 001	7 510	A 0.4 F.41
(純損失△)(百万円)	△25, 891	7, 518	△24, 541
普通株式の期中平均株式数 (千株)	5, 491, 430	5, 491, 443	5, 491, 435
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金			
額			
中間純利益調整額(百万円)	_	_	_
普通株式増加数 (千株)	_	3, 615, 515	_
(うち優先株式(千株))	_	(3, 615, 479)	_
(うち新株予約権(千株))	_	(35)	_
希薄化効果を有しないため、潜在株式	優先株式	_	優先株式
調整後1株当たり中間(当期)純利益	第1回A種優先株式		第1回A種優先株式
金額の算定に含めなかった潜在株式の	第2回A種優先株式		第2回A種優先株式
概要	第3回A種優先株式		第3回A種優先株式
IM X	第1回G種優先株式		第1回G種優先株式
	第2回G種優先株式 第3回G種優先株式		第2回G種優先株式 第3回G種優先株式
	第4回G種優先株式		第4回G種優先株式
	上記優先株式の概要は、		上記優先株式の概要は、
	「第4 提出会社の状況		「第4 提出会社の状況
	1. 株式等の状況		1. 株式等の状況
	(1) 株式の総数等」に		(1)株式の総数等」に
	記載のとおり。		記載のとおり。
	新株予約権	_	新株予約権
	新株予約権の概要は、		新株予約権の概要は、
	「第4 提出会社の状況		「第4 提出会社の状況
	1. 株式等の状況		1. 株式等の状況
	(2) 新株予約権等の状		(2) 新株予約権等の状
	況」に記載のとおり。		況」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

平成18年度中間会計期間	平成19年度中間会計期間	平成18年度
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)
多額な新規資金調達の実施 当社は平成18年11月27日付で、株式会社三菱 東京UF J銀行をアレンジャー、三菱UF J 信託銀行株式会社をコ・アレンジャーとし て、下記の通りシンジケーション(協調融 資)方式の中期タームローン契約を締結し た。調達した資金は、新車投入等に伴う平成 18年度設備投資に充当する予定である。 (1)契約締結日 平成18年11月27日 (2)借入実行日 平成18年11月30日 (3)借入金額 560億円 (4)借入期間 平成18年11月30日から平成20年3月31日 (5)参加金融機関 アレンジャー、コ・アレンジャーを含め 計31社 (6)担保 なし	該当事項はない。	該当事項はない。

(2) 【その他】

該当事項はない。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類 平成18年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)平成19年6月25日関東財務局に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年10月19日関東財務局に提出 自平成18年4月1日至平成19年3月31日事業年度(平成18年度)の有価証券報告書に係る訂正報告書である。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

平成18年12月22日

三菱自動車工業株式会社取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は平成15年度215,424百万円、平成16年度474,785百万円及び平成17年度92,166百万円の当期純損失を計上し、また当中間連結会計期間においても16,101百万円の中間純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
- 2. 「重要な後発事象」 1. に記載のとおり、会社は平成18年11月27日にシンジケーション方式の中期タームローン契約を締結し、平成18年11月30日に借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成19年12月21日

三菱自動車工業株式会社取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 上田 雅之 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定社員 公認会計士 坂本 邦夫 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は平成15年度215,424百万円、平成16年度474,785百万円及び平成17年度92,166百万円の当期純損失を計上し、平成18年度において8,745百万円の当期純利益を計上したが、当中間連結会計期間においては、5,625百万円の中間純損失の計上となった。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

平成18年12月22日

三菱自動車工業株式会社取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 松村 俊夫 印

指定社員 公認会計士 上田 雅之 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱 自動車工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18年度の中間会計期間(平成18年4 月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主 資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の 立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は平成15年度213,097百万円、平成16年度526,225百万円及び平成17年度128,152百万円の当期純損失を計上し、また当中間会計期間においても25,891百万円の中間純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
- 2. 「重要な後発事象」に記載のとおり、会社は平成18年11月27日にシンジケーション方式の中期タームローン契約を締結し、平成18年11月30日に借入を実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 E

⁽注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

平成19年12月21日

三菱自動車工業株式会社取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定社員 公認会計士 武内 清信 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの平成19年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は当中間会計期間において、7,518 百万円の中間純利益を計上したが、平成15年度213,097百万円、平成16年度526,225百万円、平成17年度 128,152百万円及び平成18年度24,541百万円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。